

平成 29 年第 2 回 多気町議会定例会会議録（一般質問）

開 議 平成 29 年 6 月 1 6 日 午前 9 時

| 順番 | 質 問 者  | 通告方式    | 質 問 内 容   |
|----|--------|---------|---|
| 1  | 山際 照男  | 1 問 1 答 | ①医療保険制度について (町長、担当課長)   |
| 2  | 前川 勝   | 1 問 1 答 | ①木質バイオマス地域集材について (町長、担当課長)<br>②臨時福祉給付金について (町長、担当課長)  |
| 3  | 木戸口 勉幸 | 1 問 1 答 | ①平成 30 年産からの米政策、米生産調整はどうなるのか (町長、担当課長)<br>②バイオマス発電による公害防止、環境保全対策について (町長、担当課長)<br>③有機農業に対する認識と今後の取組みを問う (町長、担当課長)<br>④太陽光発電にかかる農振除外について (町長、担当課長) |
| 4  | 東山 義美  | 1 問 1 答 | ①活力ある未来のアクアイグニス多気（仮称）の開発について (担当課長他)  |
| 5  | 松浦 慶子  | 1 問 1 答 | ①農林・商工振興の今後はどうのように (町長、担当課長)  |
| 6  | 中野 正宣  | 1 問 1 答 | ①若者の定住促進補助金について (町長、関係課長)   |

（5 番 山際 照男 議員）

○議長（西村 茂） 1 番目の質問者、山際照男君の質問に入ります。

5 番、山際照男君。

○5 番（山際 照男） 改めて、おはようございます。5 番、山際でございます。

議長の許可を得ましたので、1 問 1 答方式で質問をさせていただきます。今回発言のくじ引きで初めて 1 番を引き当てましたので、トップバッターとして質

問させていただきます。

私の質問項目は、医療保険制度の国民健康保険、後期高齢者医療保険の2点でございます。町長並びに担当課長にご質問をいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、質問に入ります。

我が国は、国民皆保険制度を通じて世界最高レベルの平均寿命と保険医療水準を実現しております。今後とも国民皆保険を堅持して国民の安定、安心な暮らしを保障していくことが必要と厚生労働省は唱えております。

日本の国民皆保険制度は、1つ、国民全員を公的医療保険で補償すること。2つ目、医療機関を自由に選べて診察を受けるということ。3つは、安い経費で高度な医療が受けられること。4つ目は社会保険方式を基本としつつ、皆保険を維持するために、公費を投入という特徴で成り立っていると言われております。

国民医療保険制度体制は、75歳以上の後期高齢者医療制度と74歳以下の国民健康保険、市町村国保、国保組合合算で、3692万人と言われております。それと、中小企業などのサラリーマンが加入している協会けんぽ、3564万人。大企業のサラリーマンが加入する健康保険組合、2927万人。公務員等が加入する共済組合891万人の、大きく5つに分別されております。それと、船員保険、13万人、日雇い健康保険、2万人というのがあるわけでございます。

そこで、運営主体が多気町であります、国民健康保険と現在県連合が主体の後期高齢者医療保険についてご質問をいたします。

まず1点目でございます。国民健康保険についてでございますが、国民健康保険は、会社で入る健康保険、船員保険、共済組合等に加入していない人が加入する公的医療保険であることはご承知のことと思います。日本は国民皆保険でございますので、他に何も入っていなければ国民健康保険に加入しなければならないことになるわけであります。具体的には、自営業を営んでいる人や専業主婦、学生で健康保険の扶養を受けていない方が国民健康保険に加入するわ

けでございまして、国は、国民健康保険法の一部を改正しました。そして平成30年度から国民健康保険の運営は、県と市町が共同で担うことになりました。県が財政運営の責任主体で、被保険者証は、三重県の保険者証に変わります。県が国民健康保険財政運営の責任を持つことになりますから、そこで①項目目でございますが、国民健康保険の県単位化で町の国民健康保険業務は、どのように変わるとお考えでしょうか。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

町民環境課長、三木弘隆君。

**○町民環境課長（三木 弘隆）** 議員ご指摘のとおり、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部改正」を受けまして、平成30年度から、都道府県が国保運営の中心的な役割を担うとともに、財政運営の責任主体となって、事業実施をする事になります。

現在、その準備期間のため具体的な業務につきましては、三重県国保運営協議会準備会、三重県国保広域化等連携会議等で検討中で、不確定な部分につきましては、ご了承いただきたいと思います。

平成30年度以降国保業務につきましては、県内市町が財布を共有することになりまして、国保財政基盤がより安定化し、事務の標準化が図られるとともに、議員ご指摘のとおり、保険証等は統一される予定となっております。

また、事務処理につきましては、同じシステム上で資格や給付の管理が行われますが、葬祭費等その他給付業務につきましては、各市町で任意の給付となる予定となっております。

以上でございます。

**○議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

山際照男君。

**○5番（山際 照男）** まだ確かに計画の段階でございますから、どのようになるか、確定はしてないということでございます。

5月にですね、三重県健康福祉部医療対策局から市長なり町長なりに向けへ

の概要の説明があったことは承知しておりますが、まだ確定しておりませんので、どうもその質問の中の部分がちょっとファジー的なことになるんでしょうけども。今後逐次説明があることと思います。私もそのような現状であるということは承知しておりますので、そういうような形の中で、質問をさせていただきたいと思います。

今後のスケジュール予定っていうのは、来年の3月までくるわけですけども、4月は国保広域化連携会議が行われました。5月にその市長・町長向けの説明会が行われ、6月7月というような連携会議をされまして、最終的に7月にその納付金の査定方法等の決定がされるというようなことを聞いております。そこら辺からまた核心に入ってくるのかなというふうに思います。

そういうような状況でございますので、この私の質問が拙速っていうんかそういう部分もないことはないんですが、30年というような、もう来年になってきてますので、質問もさせてもらったわけでございます。

②項目目に入りますが、平成30年度から県が国民健康保険財政運営の責任主体となります。県は、運営方針に基づき、県全体の医療費などをもとに、町へ保険料、いわゆる納付金を示すことになると思います。

保険料の賦課決定、いわゆる徴収決定なりは、町にあると思うわけでございます。今後の策定する保険料はどうなるのか伺いたいと思います。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

町民環境課長、三木弘隆君。

**○町民環境課長（三木 弘隆）** 県につきましては、県に納付する納付金額を算定したあとに、標準的な算定方式や収納率を用いまして、納付金が充足しうる標準税率を算定し、「市町村ごとの納付金」や「市町標準保険料率」を各市町に示すということになっております。

そんな中で、平成30年度の本町の保険料率につきましては、県への納付金や葬祭費等その他給付金を考慮いたしまして、「市町村標準保険料率」を参考に、町独自の算定方式による保険料率を設定し、徴収することとなっております。

す。

平成 30 年度の本町の保険料率につきましては、平成 29 年度の医療費水準が大幅に増加しない限り、現行の保険料率で県の納付金等が賄えると思いますので、据え置いた保険料となる予定と考えております。その後につきましては、県全体の医療費や多気町の医療費増加分を上乗せした形で、毎年度保険料率を決定する予定というふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

山際照男君。

**○5 番（山際 照男）** そうような査定方法になるかとは思いますが、国民健康保険料は、その「税」と「料」っていうのがあるんですが、応能部分、いわゆる所得割、資産割とですね、応益部分、いわゆる均等割、世帯割で決まるわけでございます。県が財政を握ることになるわけですから、本町の医療水準、所得水準に応じて決定した納付金、国民健康保険料ですけども、決定したっていうことは事業費でございますが、こういうのは市町が納める負担を負うわけです。

現在ですね、多気町の健康保険に係る保険料は保険税ではない。税金ではないと。公租公課からいったら過料の部分になってくということでございます。県にシフトされた場合、「料」になるのか「税」になるのかっていうのは、来年度はどういうふうになるか、そこら辺はわかりませんか。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

町民環境課長、三木弘隆君。

**○町民環境課長（三木 弘隆）** 現在三重県、特に四日市等大きな都市部につきましては「料」の所がまず多ございます。あと特に、南勢地区の、小規模っていうたら語弊あるんですが、中規模の市につきましては「税」ということで、「料」「税」の三重県の区分につきましては、大体半々でございます。

県は標準の保険料率を各市町に提示をするんですが、「料」「税」につつまし

では、そのままの選択ということで、統一化が非常に図りにくいということ  
を聞いておりますので、今後の課題ということになっております。

特に、標準保険料率につきましては、6年間は、県としては激変緩和の措置  
もありますので、そのままというか、平成30年度に示した料率でいきたいと  
いう方向ですので、たぶん6年以内には、「料」「税」が三重県下統一されるこ  
とはないように思っております。

以上でございます。

**○議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

山際照男君。

**○5番（山際 照男）** っていうことは、「料」「税」を統一するっていうこと  
ではないということなんですね。

「料」と「税」の関係はですね、なぜ違うんかっていうことになるんですけ  
ども、時効の関係ですよ。時効が「料」ですと2年で時効が終わってしまう。

「税」は5年の時効の効力があるわけです。「料」の場合は、その算定方式の  
みを条例でやればいいんだというようなことです。額や率は告示でいいと。し  
かし一方、税はですね、算定方式やいろいろなその額とか率っていうのは、条  
例制定しなければいけないというふうになって、そこら辺の違いだけで、一般  
住民に関しては、やはり時効だけの問題で、2年と5年っていうのが非常に大  
きく左右するんじゃないかなというふうに思っております。

課長言われましたけども、「料」と「税」の部分でございますけども、私が  
ちょっと調べたところでは、「料」は10市町。三重県の29市町で。「税」は19  
ございます。この近辺ですと、明和町、大台町は「税」です。玉城町は「料」  
です。伊勢市も「料」です。松阪市は「税」です。というような、三重県でも  
「税」のほうが19市町あるわけで、これが「税」に代わってくるんじゃない  
かなっていうふうな私は想像をしておるところでございます。

そういうような「税」と「料」の関係があるんですが、この料金査定で、そ  
の仮査定係数ですと、「30年度、多気町は3,725円のアップになりますよ」と

というような、私は指標を見ました。いわゆる 3.3%のアップということで、これも仮査定ですから、その県の段階ですね、その医療費係数をどのように査定するかという、1とかゼロとか0.5とかというような査定の仕方があるんですけども、そういうところ、査定になって、だんだん変わってきますので、これは一概にプラスなんかマイナスなんかということはわかりません。

参考に、1人当たりのあれがプラスになる市町が23市町。マイナス、いわゆる保険料率がマイナスになるのが6市町っていうような、その資料の中にはあります。

そういうような30年度から保険料が上がる下がるっていうのは、まだ確定はしておりませんから、まだわかりませんが、そういうような部分が出てきております。

③つ目の質問に入りますが、平成26年度、平成27年度の本町の国民健康保険決算におきまして、多額の未収金が計上されております。今後、県から示された決定金額、いわゆる納付金を全額保険料で徴収できない場合はどのように対処されるのか、お伺いします。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

町民環境課長、三木弘隆君。

**○町民環境課長（三木 弘隆）** まず、増加する市町につきましては、今、町のほうで聞かせていただくとするのは、7市町が増加して、残り市町につきましては、ほぼ従来どおりというふうに聞いておりますので、ご報告させていただきます。

③のほうの答弁に入らせていただきます。

県に納付いたします納付金につきましては、先ほど説明いたしましたとおり、標準的な算定方式や収納率を用いて納付金の算定をいたします。

本町につきましては、標準的な収納率を上回っておりますので、現在のところ収納率による不足はないものと考えておりますが、万が一不足した場合には、現在ある町の財政調整基金からの繰り入れ、県が平成30年度から創設します、

県財政安定化基金から借り入れ、または、最悪の場合は一般会計の繰入金等をお願いして、財政措置をするということを考えております。

以上でございます。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○5番（山際 照男） そういう対応をしていただくということになりますと、保険料は上がらないというような感覚があるんですけども、三重県はですね、全国的に滞納率が高い。18.2%。全国8位のランクにつけられております。多気は三重の中で、29位中19番目。これは平成26年の指数でございますけども、19番目くらいに高い滞納率があると。それと三重県は29市町で25市町が赤字団体だというようなことが出てます。

アメリカはオバマケアって言って、健康保険が問題になってますけど、これは民間主導でやるところでございますし、イギリスは、「ゆりかごから墓場まで」というような福祉国家っていうのが、今は若干崩れてるかなっていう気はしますけども、そういうような福祉国家、福祉制度がきちとなつとるような感じでございます。

日本もそういうようなことであれば、多気町もそうですけども、それこそ健康保険財政、破綻してしまうじゃないかなという気さえ、持っているわけでございます。

先ほど課長言われましたけども、7市町増加っていう部分だけということなんですけども、私のデータは古いデータですので、直近のデータでいくとそういうような形になるのかなというふうに思っております。

一般会計の繰り入れということで、対処するということも出ましたので、それは保険料値上げというケースがないかなというふうに安心しました。

次に、④番目に入りますけども、国民健康保険料の滞納世帯が、未収金から、先ほども述べさせていただきましたけども、結構存在していると思われま。来年度から県が保険者になるわけですから、滞納になっている世帯の、今まで



の債権、いわゆる現年度債権じゃなく過年度債権も含めて、そういう債権管理は、今までの答弁で市町が引き継ぐんかなというような感覚はあるんですけども、債権についても引き継ぐのかどうか。

それとまた、現在、毎月の保険料が納付できずに滞納している世帯にですね、被保険者証を1カ月の短期証の交付にするという処分をしている自治体がございます。本町はそのような事案があるのかどうかお伺いしたいと思います。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

町民環境課長、三木弘隆君。

**○町民環境課長（三木 弘隆）** まず債権でございますが、平成30年度以降も、市町の保険料未納分の債権につきましては、県が引き継ぐことはございません。したがって、保険料の未納分につきましては、市町が管理ということでご理解願いたいと思います。

しかし、収納率の向上対策等の観点から、県の指導は市町に十分入るといふうに聞いております。

短期証に関しましては、多気町国民健康保険短期被保険者証交付要領によりまして、未納の状況に応じまして、平成28年10月の保険証更新時でございますが、3カ月証が6世帯15人、1カ月証につきましては、96世帯189人の該当でございます。また、同一世帯に18歳未満の方がいる場合につきましては、子供の育成ということもございますので、6カ月証というのを42人に交付しているような状況でございます。また、悪質で納付に応じない場合につきましては、保険証ではなく国保の資格証というのがございますので、それを6世帯8人に交付させていただいている状況でございます。

以上です。

**○議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

山際照男君。

**○5番（山際 照男）** これは非常に悪質な部分は除いて、全く払えないというような事案も出てくると思います。全く納付しない場合は資格証明書、いわゆ

る6世帯8人というようなことでございますが、健康保険料っていうのは非常に高い、高額だということで、私も思っておるんですけども、資格証明書なり短期保険証を発行されて、医療の部分はセーフティーネットっていうんじゃないかと、カバーしていただいとるんかなっていうふうに思っております。

それは結構なことでございますが、この滞納整理っていうんか、多気町は滞納整理っていうんか滞納処分っていうのはされてないっていうケースがあるわけございまして、これからその県の指導が入るといことであれば、たぶん滞納処分をしろというような指導も出てくるんじゃないかと、いわゆる差し押さえ、交付要求、いろんな部分が出てくるんじゃないかなというふうな気はします。多気町は収納係っていう係はありますけども、税金が主でされてるんじゃないかなというふうな感じはするんですが、今度は健康保険料もしっかり滞納処分なり、滞納整理をしていただくというようなことで、お願いしたいというふうに思います。

それでは⑤点目でございますが、国の広域化の通達では、保険料の値上げ、収納率の向上などで一般財源の繰り入れを解消することを求めています。また、広域化はスケールメリットがあるという考え方で広域化になった経緯があります。しかし、少子高齢化の昨今、財政的には疑問が生じると思っております。これまで、国民健康保険の保険者は町でしたから、一般財源から毎年繰り入れしているわけでございます。これからもそういうふうなスタンスになろうかと思っておりますが、来年度から保険者が県になりますから、この繰り入れ措置はどうなるのか、お伺いしたいと思っております。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

町民環境課長、三木弘隆君。

**○町民環境課長（三木 弘隆）** 現在一般会計からの繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金、出産一時金繰入金、事務費繰入金の繰り入れを行っております。

多気町につきましては、事務費繰入金を除きまして、法律で定められた繰入

金でございます、一般会計におきまして、国・県の財政措置もなされております。これらのことから、平成 30 年度以降も市町の国保会計に残る予定でございます。また一般会計繰入金につきましては、事務費繰入金、出産一時金繰入金を除き、県の市町納付金の算定の中に含んでございます。つまり、納付金につきましては、法律で定められた一般会計繰入金と保険料で徴収する分を県が納付金として、市町に示すという方向で今聞いておりますので、現在の多気町は、保険料軽減のために一般会計繰入はしておりませんので、現状のまま、繰入金を入れていく会計ということで、存続していくと思います。

以上でございます。

**○議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

山際照男君。

**○5番（山際 照男）** 今までの状況っていうんか、状態で、やっていくというようにございますが、広域化の本質はですね、自治体の受診料を競わせるというような目的もあるわけです。いわゆる医療費の抑制を図るということでございます。医療費水準が同じなら、住民負担も同じでなければならないっていうのが、公平公正っていう部分があるわけでございます。本質は、繰入解消、いわゆる一般財源からの繰入解消とかですね、保険料引き上げっていうのが、キーワードになっておまして、それが、責められるかも、これからは、わかりません。

高い保険料とですね、医療費の自己負担が3割ですけども、これから4割5割になってきたら、どうなんでしょうね、可処分所得が、年金等が減る一方で、保険料と自己負担料が増えるということになれば、医者に行くことを躊躇しなければならないんじゃないかなというふうに思うわけでございます。

そうすると手遅れっていう部分もございますけども、何の健康保険だというような考えも出てくるんですけども、そういうふうにならないような形で町としても対応していただければ、ありがたいなというふうに思うわけでございます。

納付金の算定イメージでございすけども、医療費指数反映係数っていうのがあって、ゼロか1か0.5っていうような係数があるわけです。ゼロの場合は、医療費が低い市町の納付金が保険料が増える。医療費が高い市町の納付金は減るといような現象になるわけです。私が聞いたところでは、三重県は0.7ぐらいで設定しよかというように聞いております。まだこれは過程ですからわかりません。

そういうことになると、直近の査定では、6市町が増えるということだけで、多気町はどういうふうになるんかわかりませんが、減るような形になればありがたいというふうに思っております。

⑥番目に入ります。

国民健康保険運営協議会は、国民健康保険法により保険者である町に設置が義務付けられております。被保険者代表、保険医、薬剤師、公益代表15人から構成され、財政状況や事業の実施状況、保険料の料率改定の諮問等を受け審議する組織であります。以前は公益委員として議員が参加しておりました。28年度から議員は構成から抜けましたので、その状況は不明でございす。分かりません。現在の開催状況をお示しいただきたい。また、来年度から県単位化になることから、継続して町の協議会は存続するのかどうかお伺いします。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

町民環境課長、三木弘隆君。

**○町民環境課長（三木 弘隆）** 現在も従来どおりの町条例・規定に基づきまして、国民健康保険運営協議会委員さんを委嘱させていただき、以前と同じように年2回、定期的に9月と2月に定期開催をさせていただいておる状況にございす。

平成30年度以降につきましても、町運営協議会は存続いたしまして、予算決算の審議、条例の改正案、保険料率案について、ご審議をお願いすることとしております。

平成30年度以降につきましても、県にも国保運営協議会が設けられること

になりまして、県納付金、標準保険料率、制度改正についての審議機関、諮問機関となる予定となっております。

現在につきましては、三重県国保運営協議会準備会というのが設置されておりました、県への財政移行後の国保の運営につきましては、審議機関というふう位置付けて事業を推進しております。

以上でございます。

**○議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

山際照男君。

**○5番（山際 照男）** 県のその運営協議会、今は準備会っていう形で、されておるんですけども、これは、多気町は入ってないんでしょうね。ちょっと伺いたいと思います。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

町民環境課長、三木弘隆君。

**○町民環境課長（三木 弘隆）** 被保険者代表につきましては、記憶で、3市町、代表者、ということで、近隣では大台町さんが準備会に入っていておりました、たぶん任期が3年で市町村順番になっておりました、多気町が回ってくるのが順番でいきますと12、3年先やというふうになっております。県のほうはそういうことですので、被保険者代表ということで、市町から委員さんの代表を入れて協議しておりますので、ご理解賜りたいというふうに思います。

**○議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

山際照男君。

**○5番（山際 照男）** っていうことは、被保険者代表は輪番制だということですね。その準備会は今後のいろいろと何回もやっております、来年の2月まで準備会をやるんだというようなことで、スケジュールは出ておりますけども、この運営協議会で決めていただくっていうのが、非常に重要なところでございます。うまく進めるようお願いしたいと思います。

いずれにしてもですね、医療費の抑制が第一だということでございます。そ

れに多気町総合戦略という非常にいい計画が出されているところでございます。そこで医食同源という部分がございます。この医食同源を浸透させて町民の健康長寿を推進しましょうという努力がもっと必要かなというふうに私は思っております。もう今は地方分権じゃなくて、地域分権じゃないんでしょうかね。そのようなですね、地域分権ってということで、これからは、医食同源の町といいましても、町外の人たちに食べていただくだけでは、町民ファースト、いわゆる町民第一にはならないのではないかなというふうに思うわけです。

1つか2つの自治会をですね、選定して、医食同源の薬草料理を啓蒙してはいかがかなというふうに私自身は思っております。テストパターンっていう形でございます。今、医食同源っていうふうに高らかにアドバルーン上げていただいとるんですけども、どんなレシピっていうんか、そういうような形ですね、やるんだっていうのが、家庭ではわからないんじゃないかなというふうに思っております。医療費抑制と、薬草料理の浸透のために、私はこれ通告はしておりませんが、町長もし思いがあれば、お願いしたいと思えます。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

**○町長（久保 行男）** 山際議員のほうから、医食同源も含めて、私の捉まえたところでは、町の健康づくり、ということも言われたと思うんですけども、医食同源といいますのは、バランスの良い食事、薬草薬膳の料理を食べるっていうことだけではありませんので。バランスのよい食事をして、健康を保つと。要するに、医療も食をするのも、同じことで、バランスのよい食事をするすることで、健康になるということで私は今訴えております。町のほうでどんなことやっとなかといえますのは、今は、各字を回らせていただいて、これもずっと前からいっとなかですけども、血液サラサラプロジェクトっていう形で今健康づくりの一環として今は動いてます。全自治会を回る予定でおるんですけども、手上げ方式でさせていただきますので、意のある地域・字について、若い伺

いをさせてもらって、うちの保健師と一緒に回らせてもらっております。なんでこんなことをやるかって言いますと、わたしが町長に就任させていただいたときから、今山際議員ご質問された国民健康保険、介護保険、後期高齢者、毎年、もう予算決算見ていただくとわかると思うんですけども、1億円ずつ上がるとるんです。今年で両方と合わせて40億超えてます。国保で20億、特別会計の分ですな。介護で16億ぐらい。それから後期高齢者で3億5000万ぐらい。7、8年前からずっと上がるとるんです。これを何とか抑えるために、町民の皆さんにもっとわかってほしいなと思って今回らせてもらってます。多くの皆さんは、もう朝は食べないんやとか、それから、お酒は好きなだけとは言いませんけども、かなりの量いただきますという人もあれば、あれだけ国のほうでも禁煙、受動喫煙防止って動いてますけども、今の国のほうでも受動喫煙防止でなかなか政府のほうそのものが動いてこない部分もありますし、なかなかこれを国民の皆さん、町民の皆さんに知ってもらってというのは難しいなと。今いろんな数字を議員のほうから発言ありまして、私も課長の答弁も聞いておりましたが、それ以前に、もっともっと自分の体を気を付けていただく。食のことやら、あまりこれは良くないというのはやめていただくのがいいのかなと。それが医療費削減につながっていくと思いますので、是非そういうことでご理解を。また、地域の人たちにも議員自ら啓蒙啓発をしていただければありがたいと、こう思ってますので、よろしくお願いします。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○5番（山際 照男） ありがとうございます。

それではちょっと時間もありませんので、次の質問に入ります。

次は後期高齢者医療保険制度でございますが、平成20年4月からスタートした医療制度でございます。この制度は、75歳以上の高齢者を「後期高齢者」と呼称して、一定の対象層として独立させての医療制度でありまして、9年経過しております。

そこで2項目の質問なんですけども、1項目目は、平成26年度、27年度決算で、これも未収金、滞納が出ています。人数としては何人くらいなのか。当該保険料は、年金の支払期に自動天引き、特別徴収されて滞納がないと思っておりましたけども、納付書での納付というような支払い手段っていうのがあるということもわかりまして、これが滞納になってるのかなというふうに思っているわけなんですけども、これをこういうふうな解釈をしてもよろしいでしょうか。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

町民環境課長、三木弘隆君。

**○町民環境課長（三木 弘隆）** 未納につきましては、平成26年決算時で、現年度分、26年度分が10名、32万8084円。滞納分につきましては3名、1万8630円。これは平成25年分でございます。平成27年決算時におけます現年度分で19名、42万4154円。滞納分で4名、6万2000円。25年と26年度分でございます。

保険料の徴収部分につきましては、対象となる年金額が、年額18万円以上の方の年金受給者につきましては、議員申されたとおり、原則年金額から保険料の天引きとなります。

年金額が、年額18万円未満または75歳に新たに被保険者となられたときや、住所を移動されたとき、それから年度途中で所得変更があった場合は、一定期間、または申請により口座振替や納付書での納付の選択された場合には、納付書等による納付となりまして、未納ということも発生いたしますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

**○議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

山際照男君。

**○5番（山際 照男）** そういう18万円以下というか、そういうような方もいらっしゃるわけですから、なかなか生活費っていうのもありますし、生存権っていうのもありますから、なかなか難しいんじゃないかなというふう



に思うわけでございます。ただ公正公平という観点からいくと、滞納っていうのは、納付という義務というのがございますから、そこら辺はひとつ、よろしく徴収していただきたいと思っております。

次でございますが、短期被保険者証の交付でございます。これ、国保の部分でもありましたけども、交付はですね、収納対策を効果的かつ効率的に行い健全な財政運営を図る観点から、広域連合が交付しているわけでございますが、本町では平成 29 年 4 月時点で、この短期被保険者証の交付は何人ぐらい対象になっているのか。また、短期という保険者証の有効期間は何か月ぐらいになっているのか、ちょっとお聞きしたいと思っております。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

町民環境課長、三木弘隆君。

**○町民環境課長（三木 弘隆）** 平成 29 年 4 月時点で、町内で 3 名の方に 3 カ月の短期証を交付させていただいております。

後期高齢者医療保険広域連合の短期被保険者証交付取扱要綱によりまして、未納月数の合計が 6 カ月以上ある場合には、6 カ月の短期証の交付を行い、それでも督促に応じない場合は、3 カ月の短期証を交付するというふうになっております。

後期高齢医療保険の場合、保険証の更新が 8 月 1 日ですので、この更新時点で未納の方に、短期証を交付させていただいております。3 カ月証の場合は 10 月 31 日まで、1 月 31 日、4 月 30 日というふうに 3 カ月で区切らせていただいております。また 6 カ月証におきましては、8 月 1 日から 1 月 31 日というふうに 2 回に分けて短期証の交付をさせていただいております。

また、特に悪質な方につきましては、1 カ月証という規定もございますが、現在町におきましても県内におきましても、運用はされていない状況にございます。

以上でございます。

**○議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

山際照男君。

**○5番（山際 照男）** 75歳以上になると、非常に財源っていうか、生活費に食われてっていうんか、医療費が払えないってというようなケースが出てきます。これから、非常にまた出てくるんじゃないかなというふうに思います。団塊世代がですね、私らですけども、75歳以上になる2025年というのが、これから8年間でございます。そのころは、高齢者が町にあふれて、少ない現役世代の人たちが、増える高齢者の医療費を支えていくことになるわけでございます。

高齢者がもちろん増えると医療費が膨らむというのが当たり前のことですが、一方、現役世代が減少するというので、医療の財源が少なくなるっていうことで、なるわけです。この地域の実情におうた地域医療構想を進めていくことになるんでしょうけども、これから多気町としても、やっぱり福祉という一つの強い多気町ですから、「福祉国家」っていうか「福祉町」というような形になります。今後、地域医療構想も含めて、健康保険、医療費の抑制に努めていただいて、今後の医療について努力していただければありがたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（西村 茂）** 以上で山際照男君の一般質問は終わりました。

ここで10時5分まで休憩といたします。

（ 9時56分 ）

（ 10時05分 ）

**（3番 前川 勝 議員）**

**○議長（西村 茂）** それでは休憩前に引き続きまして、会議を再開をいたします。

それでは2番目の質問者、前川勝君の質問に入ります。

3番、前川勝君。

**○3番（前川 勝）** 私は今回1問1答で、2問の質問をさせていただきます。

1 問目は木質バイオマス地域集材についてということと、2 問目は臨時福祉給付金についてということで、お伺いさせていただきます。

それでは、木質バイオマス地域集材について。

この事業は、27 年度より町長肝いりで始まり、里山の整備と発電燃料の木材チップとして供給することと、一石二鳥が望める有効な手法として進められてきました。当初の供給先であったウッドピア木質バイオマス利用協同組合へは28 年度末で終了し、29 年度4 月からは28 年6 月より稼働が始まっている(株)中部プラントサービス「多気バイオパワー」へと供給が移行しました。(株)中部プラントサービスの企業理念の1 つに「社会貢献」を掲げられており、これまで以上に木質バイオマス地域集材に協力いただけるものと確信しているところでございます。

それでは①問目。

地域集材も3 年目となり、27 年は10 月から12 月ではありますが239 トン、28 年は4 月から12 月で405.1 トン、木・竹が搬入されている。28 年には「間伐材アシスト制度」も立ち上がり、充実してきていると考えられます。現状把握をする中で、集材に向けた課題も見つかったかと思うところですが、今後に向けた進め方の考えをお伺いいたします。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

町民環境課長、三木弘隆君。

**○町民環境課長（三木 弘隆）** 議員ご指摘のとおり、荒廃する里山の整備と間伐材等を発電燃料に有効利用する仕組みづくりとして、平成27 年10 月から地域集材制度の取り組みを実施いたしまして、早3 年目を迎えるところでございます。

町民の皆さんの協力をいただきまして、平成28 年度制度登録者数は、個人190 人、37 団体、延べ506 人で、木・竹等の搬入実績につきましては、約1,028 トン、日量200 トン必要となります発電燃料全体量の約1.4%というふうになってございます。また、昨年から実施している「間伐材アシスト制度」の登録

者も現在 16 名ということになっております。

議員ご指摘のように、企業間の事情もございまして、昨年買い入れ先でありましたウッドピアから、町内に整備された中部プラントサービスの貯木場の一角を借り受けまして、本年 4 月から制度の継続実施を図っているところでございます。

集材所が借地ということもありまして、搬送時の立ち入り確認、搬送材の制限、搬入日の変更等、新たな課題も発生しているような状況でございます。

今後に向けた進め方につきましては、継続的な地域集材制度の実施を第 1 目標として、課題の解消と登録利用者さんの利便性の向上を図っていければというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

前川勝君。

**○3 番（前川 勝）** 至って順調かなというふうに思うんですけども、今課長少し触れていただきました、ウッドピア木質バイオマス利用協同組合から、中部プラントサービスの「多気バイオパワー」へ、この 4 月から移行になったわけですが、今これもう 6 月なんですけども、「多気バイオパワー」集材している場所にですね、それほどまだ、町のはあるんですけども、あそこが稼働した状況も見えないっていう中で、なぜウッドピア木質バイオマスから中部プラントに移行されたのかっていうところが、のちの質問に影響してまいりますので、その辺の需要がわかる範囲でお答えいただければなというふうに考えます。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

町民環境課長、三木弘隆君。

**○町民環境課長（三木 弘隆）** 集材につきましては、当初より、書類等を見ておりますと、中部プラントサービスさんのご協力を得て実施するというところで動いてきております。ただ、中部プラントサービスさんの貯木場等も完成しておりませんので、中間っていいですか、語弊が出るとあかんですけども、

議員ご指摘の、ウッドピア木質バイオマス利用協同組合さんが間に入られて、あそこの借地で集材制度を実施していたというふうに理解しております、貯木場等が完成した段階で、ウッドピアさんから中部プラントサービスさんの貯木場の集材所に利用場所を変えさせていただいて、集材制度を継続的に実施していきたいというところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○3番（前川 勝） ウッドピアさんでやってもらったものを中プラさんがあそこへされたので、多気に移行したということも、これはもうそれで結構でございます。

内容につきまして、少しお伺いしたいんですけども、300キログラム以下は、3カ月間ですね、単価が、金額が上がらないので、もうそれは全然お金をいただくことができないという決まりが、中にあるわけですけども、そういう該当される方、ないしはそれでもいいんだよというような方等もあるかと思うんですけども、その辺の事情はいかがなっておりますか。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町民環境課長、三木弘隆君。

○町民環境課長（三木 弘隆） 地域集材でございますので、制度上は300キロというふうになってございます。3カ月間を通して300キロでございますので、ほとんど該当者はないような状況なんですけど、300キロ未満の方であっても、自分とこの木を処分するのに困ったんでっていうふうな形で、ご利用願っております。具体的な数字につきましては、ちょっと用意しておりませんので、答弁は控えさせていただきたいと思いますが、そのあたりでご理解を願いたいというふうに思います。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○3番（前川 勝） 300キロ以下はそういう意味では、振り込み料やいろんな

支障が出るので、扱いとしてはしないんだというふうに聞いとるわけですけども、できるだけ細かい対応もしていただければありがたいかなっていうふうに考えます。

それで、続きましてこの中の「間伐材アシスト制度」、16 人の方がいらっしゃる、この 16 人の方への依頼はどれほどあってですね、多気町内の高齢者の方等の助けになっているのか、件数も含めてですね、どれほど効果として出てきたか、という部分はいかがでしょうか。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町民環境課長、三木弘隆君。

○町民環境課長（三木 弘隆） アシスト制度につきましては、高齢者の方から、町のほうに照会がきまして、町のほうでは、16 名の方をこの方たちが協力していただけるので、というふうにお電話等でいただいた方に周知する方法で、実施させていただいております。たまに、高齢者の方からうちのほうへ紹介もございしますが、ほぼ利用されている方は、現在のところ少ないのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○3番（前川 勝） おっしゃるように、この 16 人の方が、動いてもらえる 16 人ですよ。頼まれた 16 人、動いてもらえる 16 人ですか。

16 人の方が登録していただいて、他の仕事、困っている方を助けていただける 16 人の方があって、今そんなにたくさんないということは、やはり宣伝不足ではないかなと。ものすごくいいことやもんで、家の本当に建屋の裏がいっぱいになってても、そういうことを知らない方もたくさんみえるかなというふうに思いますので、これはもう 1 度ももう 2 度も、宣伝というか、町内の皆さんに知っていただく形をとっていただきたいと思いますと考えてますが、いかがですか。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町民環境課長、三木弘隆君。

**○町民環境課長（三木 弘隆）** 正直申しまして、なかなか、出しのいい場所の剪定やったらよろしいんですが、なかなか出しが悪いところの要望をいただきますと、なかなか登録した人たちも、いくらボランティアとはいえ、なかなか難しい面もございます。また、議員おっしゃられましたとおり、家の近く等で、困ってみえるっていうこともございますので、その辺を限定させていただいて、PR活動をさせていただきたいというふうに考えます。

以上でございます。

**○議長（西村 茂）** 町長、久保行男君。

**○町長（久保 行男）** このアシスト制度につきましては、その中プラさんのほうで受けていただける木っていうのは、はじめ議員もおっしゃられたように、中プラさんが地域貢献のために受けようということで、本来は、初めは受けないという話やったあと、うちのほうから無理に頼んで、やっていただいている制度でありまして、その中にアシストを入れました。

これは例えば、「私とこでよう木を切らるので、前川さん、誰々さん切ってください」という制度で、その方たちが今 16 名おみえになる。一番の問題は、なかなか普及しないのは、やっていただける人が全く利益が、というかプラスにならない、ということもありますので、以前担当課長にも、個人負担をもうちょっと考えてもらわんと。例えば、俺んこの木切ってもらうのに、例えば一反切ってもらうのに 1 万円出すとか 5000 円出すとかいう形を持ってかないと、なかなかその登録していただいた人たちに木切ってもらうっていうのは難しい部分があるので。これからちょっと前向きに、もうちょっと取り組みを考えたいと思います。

**○議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

前川勝君。

**○3 番（前川 勝）** 町長おっしゃってもらったように、本当に困ってる方もみえるので、個人負担もしていただける方もいらっしゃるかなと思いますので、

いずれにしてもその辺も含めて、周知していただいて、是非里山きれいにしてい  
ただければなというふうに思います。

それでは②番目に入ります。

去る3月14日に、地域集材制度登録者会議が行われ、29年度に向けた新ガ  
イドラインが出されました。それによると、搬入時の形状・仕分け等で、次の  
3種類に分けて搬入とあり、「①幹部分のみ、幹に枝・葉がついたままのもの、  
②幹から切り落とした枝・葉、剪定枝、③竹」と記述されておりました。

それが、急遽4月6日付で内容が変更され、「①幹部分、②幹から切り落  
した枝、剪定枝（葉は除く）、③竹（葉は除く）」と改められました。要は、葉  
が付いているものは受け入れができなくなったということでございます。

集材搬入者の方より、急遽変更されたことと、27年、28年度には何も問題  
なく搬入できたのに、なぜなのかと問い合わせがあったわけですが返答をする  
ことができませんでした。

今後、地域集材が継続的に進められるように、集材者には理解納得し集材い  
ただく。また、供給先にも問題なく受け入れていただくためにも、今回、この  
ようになった経緯を伺い、今後の対策としなければと考えるところですが、い  
かがでしょうか、お伺いいたします。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

町民環境課長、三木弘隆君。

**○町民環境課長（三木 弘隆）** 経過につきましては、3月14日地域集材制度  
登録者会議のガイドラインの説明の中で、受け入れ可能な木・竹として、議員  
ご指摘のガイドラインであります、「③果樹・庭木等の剪定枝も受け入れ可  
能ですが葉主体のものは受け入れできません。」というふうに記載させてもら  
っております。また、会議でもそういうふうに説明したと聞いております。一  
方、搬入時の形状・仕分け等で、議員ご指摘いただいたとおりの記載をさせて  
いただいておりますのも、また一方で事実でございます。このことから、登録者の  
方々には、非常にわかりにくい表現となりまして、実際4月2日から間伐材の



受け入れ時に、葉主体の枝葉・剪定枝が大変多く混入する結果につながったものというふうに、経過的には考えております。

また、現在の集材場所につきましては、買取業者さんからの借地、中プラさんからの借地でございます。従来の一時的置き場と異なりまして、全面舗装されております。また、雨水対策として、南側より北側に向かって傾斜地でございます。また、周囲には全部排水側溝が完備されております。

このことから枯れ葉等が混入いたしますと、風雨によりまして飛散する確率が非常に高くなってございます。集材所全体に枯れた葉が流れでることを及ぼすばかりか、周囲にありますアパート等に風で飛んでく可能性もございまして、受け入れ先の事業所さん、中部プラントさんと協議させていただきまして、急遽4月6日に、登録者全員の方に、間伐材の受け入れ、搬入の一時停止の通知をさせていただいたところでございます。

葉主体の枝・剪定枝及び根株、根株・ビニールひも等につきましては当初より受け入れできないとさせていただいておったんですが、中には非常に根株・ビニールひも等も混入しておりましたので、それらを除去をさせていただいたところでございます。

今後の対策といたしましては、美化センターの計量時に搬入者の理解を求めまして、葉は必ず落としてくださいというふうをお願いして、5月11日に再開させていただいたところでございますが、現在のところ、登録者の皆様のご理解とご協力をいただき、大きなトラブルもなく実施させていただいている状況でございます。

以上でございます。

**○議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

前川勝君。

**○3番（前川 勝）** 確かに。この3月4月の年度がわりで、現課長の三木課長に、このところを伺うのは非常にちょっと難しい、今までの判断じゃない部分もあるかなというふうに思うわけですが、それにしても急に変わったこ

とに、集めていただく方たち皆さん、そういう思いで困っておられたということ。この辺はですね、是非今問題なくその後は進めているということですけども、1つ言うならば、当局と中プラさんのその話の詰めがちょっと甘かったんではないかなというふうにも、思わないではありません。

このことで一度答弁いただきます。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

**○企画調整課長（筒井 尚之）** 昨年度の話ですので、うちももともと誘致絡みでありまして、この協議にかかわっておりましたので、当時の経過を若干ご報告させていただきますけど、林野庁が出しております、木質バイオマスガイドラインの中で、葉っぱについては芳しくないとされています。

ただ、当時ウッドピアサイドが、場所的な条件的なものもありまして、葉っぱ付きでも構いませんとそういう話があって、当時それで出発されてました。ところが、今回、場所が変わって、あのようなきれいな場所であって、周りに民家があるとかですね、云々の話があって、葉っぱ離散云々の話が出てきて、中プラさんからそんな話になってきたということで、もともと本来、芳しくないものであります。

その辺があってこの3月おそらく説明されてるかと思えますけど、確かにおっしゃるように、中プラさんとの間ではちょっとギクシャクしたところがございまして、本来は、葉っぱは望ましいものではないことだけ報告させていただきます。

確かに事業者がもともとウッドピアということで、そういう話し合いで進んでおられた、ということだけご理解願いたいと思います。

**○議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

前川勝君。

**○3番（前川 勝）** そういうことで、当初質問いたしました、変わったからいろんなことが起こったということ、これはやっぱり今も言ったように、葉は望

ましくないのは、僕もはっきり言うて、もう 27 年度当時から存じ上げとったわけですが、それがいつの間にかだんだん緩くなったというか。といいますのは、今回、なぜ葉っぱが多かったって、ミカンの剪定時期に重なってしまったと。3月の剪定時期に重なったからどばっとミカンの葉っぱが出たと。それから他のヒノキもありましたけども。そういう意味で非常に、柿の木は剪定は葉っぱのないときにやりますので、関係ないわけですが、葉緑樹であるミカンの葉っぱがえらい出たので、目立ったということの中、それから一つには葉っぱは火力がもう全然期待できないんだなというのは、これはもう当初からふさわしくないというのは、そのことかと思うんですけども、そういう中であそこ確かに課長おっしゃったように、きれいに整備されたところで、どんどん排水溝へ流れたら、えらいことになるのも理解するところですので、今後行政とその中プラさんの多気バイオパワー、その辺のこと起こらないように、事前にいろんな話し合いを持たれて、進めていっていただければなというふうに考えます。

次の質問に入ります。

③番目ですね、ガイドラインの変更がされたことにより派生した、3月までに集積された集材に多く葉が付いていたため、今お話したとおりなんですが、課長及び担当職員により葉の整理をされたわけですが、大変暑い中の作業でご苦労だったなというふうにお察し申し上げます。

そこで、この作業のために、4月12日から5月10日ということで、搬入が停止されたわけなんですけど、これとは別に、これまでも搬入停止をされたことが数度あったかなというふうに思います。その要因と今後について起こりうるものなのか、どのような方向でこの搬入が止まったりするのかというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町民環境課長、三木弘隆君。

○町民環境課長（三木 弘隆） ありがとうございます。課長自ら出ましたのは、

トラブルが非常にあるといけませんので、議員事前におっしゃられたとおり、葉のこともございましたんで、通知行くまでに持ってきていただいた方にお断りする意味もございまして、集材所のところの整理をさせていただいたというふうにご理解願いたいと思っております。

ご質問の、これまでの搬入の一時停止につきましては、平成 28 年 12 月 1 日より 18 日間、間伐材を置くスペースが少なくなったため、置けるスペースをつくる作業を、一時搬入停止を行なっております。また、平成 29 年 3 月 22 日より 10 日間、間伐材の作業を行う連絡がございまして、搬入停止をさせていただいております。

今後、一時停止が起こりうるかにつきましては、議員ご指摘のガイドライン、「6. 搬入可能日」にも掲載させてもらっておりますが、貯木場において間伐材等の置くスペースが満杯の場合は、集材の購入を一時停止する場合がございます。今、借地でございまして、1,190 平米お借りしております、その中で、いっぱいになった場合、その竹・木の集材物を整理する期間は集材を一時止めるを得ないという現状でございます。この場合につきましては、事前に登録者の方々に全て通知をさせていただきまして、ご理解ご了承を賜りたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○3番（前川 勝） そうですね、そこがいっぱいになったからスペース確保のために止まるということもあり得る。特に今度は狭いので。今回もこの日にち言ってもらいましたかね、6月21日からこの6月30日まで、またストップする。今言ってもらったんやたかな。まだ言ってないよね、日にち。

また、今回6月21日からこの6月30日まで止まると、集材を止めるという報告ももう流れとるわけですけども、そういうことで、される方はいろいろあてにして、やっているの、たびたびあのスペースだと今後たびたび止まるお

それがあのかなという危惧というか心配もするわけですけども、ただそれに今回補正でも上がってます借地料の件、これはまた予算委員会のほうで是非お話しもしたいなというふうに考えとるんですけども、新たにそういう費用も発生してきたということ等もですね、考え合わせると、あのスペースで大丈夫なのかなっていうふうに考えます。

その中で、1点読みました、課長自ら職員らの方と整理に行っていたという部分なんですけども、今回そういうことで行ったんですけども、その責任の所在、多気バイオパワーさんの責任の部分なのか、町の責任の部分なのか、その辺をですね、今後の、何につけても明確にしておかないと、何でもかんでも、なら課長自ら行って整理するっていうことはできませんので、その辺の決まりも含めてですね、多気バイオパワーさんとうまく調整されですね、信頼関係を保ちつつ、責任の所在をはっきりとさせておく。これはもう誘致した企業全てだと思いうんですけども、是非その辺のことも決められること、想定できることは、少なくとも全部決めておく必要があるのかなというふうに考えますが、いかがですか。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

町民環境課長、三木弘隆君。

**○町民環境課長（三木 弘隆）** 集材所につきましては、覚書を交わさせていただいております。その中で、集材期間3カ月間は、町の責務において町の材ということで、その後3カ月経ちましたら、中部プラントさんに量等を再計量されるかっていうところで、一旦中部プラントさんに引き渡しをさせていただいた段階で、中部プラントさんの材というふうに契約上なっております。

あと、集材所につきましては、議員ご指摘のように、6月21日から再度止めさせていただきましてのは、あの集材場所がAとBというふうに2カ所に分かれておりまして、本来、Aのところの3つに集材部分を置かせていただいて、その間に、中部プラントさんのほうにチップにする。Bのほうは空けておきまして、チップのときにBのほうへ本来は置くっていうふうに一応なっております。

したんですが、思ったより竹の搬入、木の搬入が多くございまして、また、上へどんどん積んでくっついていうわけにもいきませんし、それで何か事故でも起こったら大変っていうことでありましたんで、Bのほうへも多少置かせていただきました。今後につきましては、集材所等のスペースについては、中部プラントさんのご理解を願いながら、今後協議させていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○3番（前川 勝） そうするとA・Bっていうのを3カ月サイクルでこっちとあっちとやっていくというお答えでいいのかな、理解したんですけども、それでいいのかどうかっていう部分で、ちょっと教えてほしいなと思います。

ちょっとまずそれだけ、それ答えてください。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町民環境課長、三木弘隆君。

○町民環境課長（三木 弘隆） 議員ご指摘のとおり、3カ月でAのところ、竹枝幹というふうに。その間に3カ月経ちましたら中部プラントさんの材になりますので、チップにされて、Bのほうへ置いていくということで、ローテーションでやるつもりでございました。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○3番（前川 勝） そうすると、3カ月でいっぱいになると、もうそこ次のこっちへ置くと。Bへ置くと、Aがいっぱいだと。3カ月待ってるわけですね。それで次Bへ置くと。そうするとそこも次から次へ置いたら、もう必ず止めなきゃいかんようになりますね。その辺の対策っていうんか、止めなきゃしょうがないっていうことで、思ってみえるのか、対策的には何かされるご予定はありますか。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町民環境課長、三木弘隆君。

○町民環境課長（三木 弘隆） 議員ご指摘のとおり、今の状況を見ていただいても、Bのほうへいっておりますので、6月21日から一応止める予定で登録者の方に通知をさせていただきました。現在のところ、借地につきましては、あのスペースでございますので、今後、検討課題ということで、ご理解賜りたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

はい。

○3番（前川 勝） それでは次の質問へ入ります。

臨時福祉給付金についてということで、伺います。

臨時福祉給付金の案内が、広報たき5月号に出されました。内容については、消費税引き上げに対し所得の少ない方への緩和策として、1万5000円が支給される。対象者は、「町民税が課せられていない人」とあり、「対象と思われる方には、申請書を4月下旬に郵送しました。」とありました。

そこで伺います。

上記文章中、「対象者に郵送した」ではなく、「対象と思われる方に郵送した」とあるわけですが、担当課として対象者を全員把握できていないのか、どうなっているのか、お伺いいたします。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、北出博人君。

○健康福祉課長（北出 博人） ただいまの前川議員の①つ目の質問にお答えします。

対象者につきましては、住民税が非課税で、誰の扶養にも入っていない方と、非課税で誰かの扶養には入っているが、扶養している方が非課税の場合も対象となります。

給付対象者の把握ですが、町内在住の方については、申告された方に限り住

民税の課税状況及び扶養状況は把握はできます。しかし、町外で扶養義務者等に扶養されている場合、または未申告の方については把握はできないため、対象者の全員の把握はできていないのが現状でございます。問い合わせ等があれば、制度の説明及び判定をさせていただくための書類等の説明をさせていただいておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○3番（前川 勝） 町外から扶養されている方はつかみにくいという部分になりますと、その方は、もうわからずに終わってってしまう可能性があるかと思うんですけども、いかがですか。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、北出博人君。

○健康福祉課長（北出 博人） そのわからずに済んでいくっていう場合なんですけども、逆にですね、こういうケースがありまして、何でうちには申請書が届かんのやと。そういう場合に、逆に扶養にされてみえまして、扶養にされとることを知らんだ方も逆にみえまして、そういうケースもあります。議員がおっしゃるとおり、知らんと終わってくっていう方もあると思いますが、町内に住んでみえる方の高齢者の方ですので、広報に記載して、何やかして、可能性があるなという方には申請書を送ってますので、その辺はご理解いただきたいと思えます。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○3番（前川 勝） わからんではないんですけども、是非そのずっと一緒のような話が続きますので、次のところでも入ってくかと思うんですけども、今もおっしゃったように、これ5月1日から10月31までの申し込みっていうんか、申請期限がありますので、是非このテレビやご覧の方は、是非該当するんじゃないかなと思われる方は、自分で申請しないと、これはもらいはぐれるという



か、寂しいですけども、一番最後で言いますけども、何とか行政のほうでして欲しいなと思わんでもないですけども、この質問の項目でもう1点だけ。

この把握状況の中です、仮に世帯分離が悪用されるようなケースは発生しないのかという部分はいかがですか。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、北出博人君。

○健康福祉課長（北出 博人） 世帯分離とか、そういう類のものについては、該当はいたしません。ただ、課税か非課税、それで判断させていただいております。あくまでも、何て言うんですかね、扶養されとって、扶養しとる人が課税やったら、該当はしませんけども、その課税非課税の部分で、判断しておりますので、世帯分離は関係していません。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○3番（前川 勝） ②つ目に移ります。

昨年度、給付の対象者として3,217人、給付者2,325人、給付率72.27%の実績であったわけですが、給付率より3割近い人が給付を受け取られていないが、なぜこのようなことになっているのか、先ほどの質問と重なってくる部分もあるかと思いますが、伺います。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、北出博人君。

○健康福祉課長（北出 博人） ②つ目の質問にお答えします。

3割近い人が給付を受け取れていないということですが、原因として考えられるのが、町外の扶養義務者等に扶養されている場合等で、自分で判断された方及び手続きが面倒で申請をされない方、または通知を読まない、手続き忘れ等が想定されております。どちらにいたしましても、当初で個別通知を送っているため、再度の通知は行いませんが、広報誌等に記載し、手続きを忘れていないか呼びかけるようにしておりますので、ご理解のほどよろしく願いいた

します。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○3番（前川 勝） やはりこの答弁でも、どうしても漏れていく方が出てきそうな答弁だと思いますので、この辺もやはり、何とかカバー、最後の問題でも言うんだけど、是非ですね、漏れないようなきちっとした対応をお願いしたいなというふうに考えます。

次の質問へ移ります。

③番目。既に29年度の給付金の案内を郵送されているわけですが、該当者人数を含め、現在の申請されている状況はどうなっているでしょうか、お伺いします。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、北出博人君。

○健康福祉課長（北出 博人） ③つ目の質問にお答えします。

29年度の申請状況でございますが、郵送件数2,054件。郵送人数3,096人で、6月2日現在での申請件数1,069件、申請人数1,717人となっており、申請率は55.46%となっております。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○3番（前川 勝） 10月まで日にちはあるわけですけども、返ってきていない人は、申請書自体ももうどっか行ってしまう可能性があるかなというふうに想像いたしますので、その辺の対応を、課長お考えですか。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、北出博人君。

○健康福祉課長（北出 博人） 広報で記載して、気づいていただいて、申請がない場合は、連絡をいただきましたら再交付はさせていただきます。ただ、その

不特定多数の方についていうことはちょっと考えておりません。

以上でございます。

**○議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

前川勝君。

**○3番（前川 勝）** もらうんだから、あくまでも自己責任だという部分かなというの分かるんですけども、ただ、町長笑いますけども、高齢者の方で、そんなこともわからん方はたくさんいらっしゃると思うんですよ。だから、僕は言うんであって、皆が皆自己責任でやれるんならそれはそれでいいと思うんですよ。でもそれもやれない高齢者の方もいらっしゃるのではないかなという中で、お話をさせていただいてますので、よろしく願いいたします。

続きまして、もう最後、④番目になります。

給付に該当する方には、もれなく、今までもお話しましたとおり、受け取っていただけるようにしてもらうのが本筋で、本質でもあるわけですけども、担当課に大変期待するところではあるわけですけども、自己責任もわかりますが、今後の、この10月31日までの日にちがあるので、きちっとした暖かい手を差し伸べてあげれる行政であって欲しいなと考えますが、いかがですか。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、北出博人君。

**○健康福祉課長（北出 博人）** ④つ目の質問にお答えします。

給付率を上げるための今後の対応ですが、現在も対象者であると思われる方、未申告の方も含め、個別に通知を行っています。また、広報誌にも開始月と終了月に記載をし、少しでも漏れの内容に努めております。今回は、国が示す申請期間を3カ月設けるように示されておりますが、最大3カ月の延長ができるとも示されているので、最大の6カ月に、例年より長い期間で設定をいたしました。期間が長ければ、給付率が上がるとは、考えにくい部分もありますが、毎月1回給付を精算しますので、給付率を見ながら、中間での広報記載なども含め、対応をしていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいた

します。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○3番（前川 勝） もう最後になりましたが、おっしゃってもらったように、是非ですね、10月までの間、給付率、給付率上げるんが問題ではなくて、そういう該当される方を漏れなくもらっていただくことが大事なことでありますんで、それが給付率を上げることになるわけですけども、その判断のできない方もいらっしゃるかなと思いますので、その辺やはりいろんな形で周知をしていっていただいて、100%にはならないのはわかるとるんですけども、なるような方向でですね、頑張っていたきたいなというふうに考えます。

終わります。

○議長（西村 茂） 以上で、前川勝君の一般質問は終わります。

---

#### （4番 木戸口 勉幸 議員）

○議長（西村 茂） 引き続きまして、3番目の質問者、木戸口勉幸君の質問に入ります。

木戸口勉幸君。

○4番（木戸口 勉幸） 議長の許可を得ましたので、通告にしたがいまして、質問を行います。

質問は、4点でございます。平成30年産からの米政策、米生産調整はどうなるのか。バイオマス発電による公害防止、環境保全対策について。有機農業に対する認識と今後の取組みを問う。最後4番目ではありますが、太陽光発電にかかる農振除外につきまして。以上4点を質問をさせていただきます。

それでは順次質問をさせていただきます。

まず1点目の平成30年産からの米政策、米生産調整はどうなるのか、であ

ります。

新聞報道によると、主食の米が 30 年から歴史的な転換となりまして、50 年近く続いてまいりました米生産調整が、29 年産を目途に廃止をされるという報道が出ておりました。そうなりますと、来年からは農家が自らの経営判断で、米の作付けをどうしていくかということになるわけでありまして。

国の方針が変わりますと、従来の転作助成金は当然のことながら廃止をされまして、同時に米価は大幅に下落をするという予想があります。大規模農業の法人経営、営農組合や個々の担い手の経営は一段と厳しいことに相なります。

今までの収入の支えになっておりました麦、大豆を中心とした品目横断型転作助成金はどうなって、どう変わるのか。水田農業の根幹をなすところの次年度からの米政策について、国の方針と多気町の考え方についてお伺いをいたします。

3つ質問をいたしておりますが、関連つきましては、もうまとめまして、質問させていただきます。

まず①点目でございますが、平成 30 年以降も需給のバランスの上に乗って生産調整は続くのかどうか。従来までの目標数量の配分はどうか。

これは、農家にとって大転換ということになりますと、非常に死活問題でありますし、いろんな面で、影響が出てまいりますのでまず 1 点目について、お伺いをいたします。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

農林商工課長、達武彦君。

**○農林商工課長（達 武彦）** ただいまの木戸口議員のご質問にお答えをさせていただきます。

国は、次年度以降の米の政策につきまして、主食用米の生産数量目標の分配を廃止し、各産地での需給状況の情報提供のみを行うこととなっております。

これを受けてですね、各都道府県の再生協議会が様々な方針を打ち出してまいっております。中にはですね、早々と従来通りの配分方針を決定した都道府

県もございまして、主に米の主産地である都道府県は構成市町村に対してですね、米の作付面積の配分を行うということを決定したということもあると聞いております。

三重県の米の作付け方針を決定する三重県農業再生協議会では、現在、国の方針を受けて来年度の配分をどうするのか検討中ではございますが、需要に応じた生産を行わなければ、需給バランスが崩れ、米価が下落するのは間違いなく、来年度も主食用米の計画的な作付けは必要であります。そのためですね、個々の生産者への作付面積の指標が必要だと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

**○議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

**○4番（木戸口 勉幸）** 答弁を、いわゆる専門的な見地から、お答えをいただいたわけではありますが、まず農家がですね、わかりやすくもう簡単にお答えをいただきたいわけですが、従来は国から県へ配分があつて、町が配分をすると。それで転作率も年々アップした年もあつてですね、今は40%近くがいわゆる転作率として示されとるわけですが。要はですね、難しいことは聞かないわけですが、今年29年、30年産は、29年とまったく変わらずに米の生産調整、いわゆる転作は続けていくのか。いくのだというようなことを、わかりやすくですね、もう簡単にお答えをいただきたいと思いますが、そうしないと、いわゆる転作をどうなのかという心配な動きもありますので、聞いてどうもわかりにくかったということでは、あきませんので。従来どおり転作は続くんだということの簡単なお答えをいただきたいと思います。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

農林商工課長、達武彦君。

**○農林商工課長（達 武彦）** 先ほど議員が言っていたとおりですね、来年以降も、同じように生産者の方にですね、生産目標数量のほうを配分をさせ

ていただくということになりますと思います。

**○議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

**○4番（木戸口 勉幸）** 簡潔な答弁ありがとうございます。

では①番終わりました、②番目③番目、相関連をいたしておりますので、これはもう同時項目の中でちょっと質問をさせていただきます。

いわゆる補助金関係でございますので。質問させていただきます。

まず、麦、大豆補助金は、転作が続くということになりますと、どうなるのか。さらに、また米の直接支払交付金が、従前は1万5000円あったわけですが、現在7500円という形でくじから直接支払われております。これは30年以降はどうなるのか。これもかなり収入に影響してまいりますので、心配な向きがあるわけであります。

話は若干それるわけではありますが、転作が始まって以来ですね、いわゆる国はいわゆる農林予算の中で、米政策という形でですね、ずっといわゆる転作が始まって以来、ずっと続いております。いわゆる国庫費用投入をしてですね、いわゆる需給のバランスをとっておると、いうのが今日まで、やられておるわけですが、国ベースで3500億の予算が、前後いたしますが、これぐらいのお金が、例年予算化をされております。これが、いわゆるどうなるのか、っていうのが、農家にとっては非常に気になるところであります。

これが国のサイドの話ではありますが、さらに③つ目に書かせてもらっております、集落営農の支えになってきておりました、29年もそうだと思うんですが、28年度までの毎年交付されてきた町単のですね、転作集落営農補助金というのがございますが、これはずっと続いておりました。これは、30年以降はどうなるのか。というのも、法人経営とか、担い手、さらには各字のいわゆる集団転作等の実施字もですね、非常に心配な向きもありますので、この辺をあわせてですね、②と③をお尋ねしたいと思います。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

達武彦課長。

○農林商工課長（達 武彦） ただいまのご質問にお答えをいたします。

来年度以降の新たな米政策の内容・予算規模につきましてははですね、この夏以降に正式決定される予定でございます、現在国で協議中です。ただですね、国内産の麦・大豆については引き続き需要があり、飼料作物についても輸入穀物の高騰等からですね、引き続き需要があるということもございまして、国は生産を奨励をしております。麦・大豆・飼料作物の増産を奨励するという意味からも、国の予算は確保されるものと思っております。

ただ、麦・大豆につきましてははですね、実需者、実際使われる業者さん等でございますが、国内産の品質が少し問題視をされております。よって、より高品質なものを安定供給することが求められているということから、品質と反収による交付金単価のですね、見直しがあるというふうに見込まれます。

あと、平成 26 年度からですね、本対策のみの時限措置とされていた米の直接支払交付金については、平成 30 年度から廃止となりますので、よろしくお願いいたします。

次、町単のですね、集落営農への補助金につきましてはですが、補助金につきましてははですね、自ら農作業を行い、麦・大豆・飼料作物に取り組む 10 集落に対しましてはですね、一律 10 万円と 10 アール当たり 1 万円を、それから担い手に作業委託をして、ブロックローテーションに取り組む 4 集落に対しましては、一律 5 万円と 10 アール当たり 8000 円を交付しております。限られた町の予算の中でですね、平成 28 年度に単価の見直しをさせていただいたところでございます。平成 30 年度以降につきましてははですね、国の政策を見極めた上で、担い手育成や特産物の奨励なども合わせてですね、予算の範囲内で検討することとなります。ただし、集落営農についてははですね、地域農業維持のための重要な仕組みづくりであって、今後も町の農業発展のために推進していく意味でも維持するべきというふうに考えております。

以上でございます。



○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

○4番（木戸口 勉幸） 最後の後段の部分で、非常に期待しておりました以上の答弁をいただきまして、非常にありがたいわけではありますが。この辺をですね、改めて町長にもお聞きをしたかったわけですが、重ねて同じような答えになろうかと思imasるので、質問は用意をしておりましたが、もう聞くことなく、今の答弁で満足をいたしました。もうやめたいと思imas。

それでは、今日は4点質問をいたしておimasるので、スムーズに、時間的なことありまして、進めていきたいと思imasるので、次へ入りたいと思imas。

2点目のですね、バイオマス発電による公害防止、環境保全対策につきまして、質問いたします。

昨年11月16日、さらに今年1月26日、2月4日にですね、バイオマス発電所から発生をしました煤煙によります頭痛、喉の痛み、騒音、騒音につきましては、独自の測定値であります、90デシベルを超えていたということ聞いております。あつたと隣接の人から聞きました。これは写真も今日は持ってきておりますが、こんな形でですね、写真を撮ったんで是非地元の話聞いてほしいということでございましたので、今回は質問として、させていただいたところでございます。

地元の人によりますと、煙の色から見て不完全燃焼でなかったのかと。それから不完全燃焼が起きたためにですね、頭痛や喉の痛みが出たのではないかと。臭気もかなりひどくコールタール臭のようなツンとした煙の臭いであつたということあります。これは憶測であります、利用材、いわゆる燃やす利用材にですね、何かが混じっていたのではないかとというような臆測もあつて、燃焼工程に問題がなかったのかということあります。煤煙発生時のいわゆるチップ材の原料ですね、チップ材原料はどうなつていたのか。当時、発電所の責任技術者っていうのは発電所に皆あるわけですが、その技術者はどうしていたのか等々のいわゆる不安等がありましてですね、近くの住民は大変不安であつ

たというふうにお聞きをいたしました。

当初のバイオマス事業説明、これはどんな事業でもそうですが、事業展開をするときにはですね、いわゆる説明があるわけですが、その時の話によりますと、燃焼工程では蒸気は出るが煙はほとんど出ないということであったということも聞かせてもらっております。

以上のことからですね、次の点についてお伺いをいたします。

①つ目でありますが、煤煙の被害が起きた場合、発電所はどういった対応、措置をとるのか。被害が起きた時は、町民環境課を通じて区民は発電所に立ち入ることができるのか。区民がごそごそ大勢行くっていうのはこれはもう非常にぐあい悪い話でありますので、例えば地元の代表者であるとか、役員であるとか、そういった関係の委員さんであるとか、そういったことの数人の方の代表の方がですね、起きたときは中へ入ることができるのかどうか。この辺も非常に心配をされておりますので、まず①点目についてお伺いいたします。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

町民環境課長、三木弘隆君。

**○町民環境課長（三木 弘隆）** まず、ご質問の答弁をさせていただきます前に、前段の議員のご質問の可視煙、煤煙等の発生につきましては、町といたしましては、11月16日の午前中のみという認識をさせていただいております。

このために先般の3月議会における坂井議員からの一般質問においても、11月16日というところで、限定させて答弁をさせていただいております。

また、特に2月4日は可視煙発生につきましては、この11月16日の地元説明会をさせていただいた日でございます。会議の席で、当時の課長が区民の皆様へ煤煙等の発生状況の確認をさせていただいております。これにつきましては会議録等も地元へ配布させていただいたところでございますが、議員ご指摘のような事実はなかったというふうに聞いておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、90デシベルというところがございますが、騒音につきましても、防音

対策のため工場敷地内での専門業者による測定値をさせていただいております。また4月30日に地元の防音壁の立ち会いをさせていただきまして、同様のご意見をいただきましたので、発電所と町で簡易な騒音調査をさせていただきましたところ、90デシベルというような大きな騒音は出ておりませんので、ご理解をまず賜りたいというふうに存じます。

それでは①点目のご質問の回答をさせていただきます。

煤煙の被害が起きた場合、発電所は誠意をもって、その被害状況の調査に当たるとともに、その発生原因を究明し、原因が明らかになり、再発防止策を講じるまでの間は、ボイラー消火するなどの処置を講じるというふうになっております。

今回の事態を教訓にいたしまして、企業内で対応マニュアル等が整備され、迅速な対応ができるよう、体制整備を行ったと聞いております。

次に、被害が起きた場合の立ち入り調査につきましては、大気汚染防止法により三重県の担当職員・公害防止協定によりまして町職員が立ち入りすることができるというふうに協定を結んでおります。

区民の皆さんの立ち合いにつきましては、要望があれば、被害状況や特に安全全面を考慮いたしまして、発電所と協議検討の上、町民環境課のほうから立ち入り許可等の報告をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

以上です。

**○議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

**○4番（木戸口 勉幸）** 答弁ありがとうございます。

聞かせてもらっておりますですね、前段の部分の質問に入る前の反論をされましたわけですが、これを反論をされましたので、私も反論をしないとですね、これはそのまま立ち返るわけにはいきませんので。これは聞かなかつたらこのことは言わないわけですが、写真をですね、持ってきておりまして、木戸口は何

にもよう言わんと帰ってったんかということになりますんで。要するに、11月16日と1月26日と2月4日は、写真を、これ日付入ってですね、あるわけですわ。ですので、これでもう間違いないでっていうて、これを何部かいただいておりますてですね、これはその三木参事兼課長のですね、話がなければ、これはこのままにしようかなと思ったんですけど、これは11月16日で、あとはありませんという話になると、これは私も子供の使いやありませんので、これはきっちり写真を持ってきて今日はよかったなど。これは日付は複製はできませんので。ちゃんと日付が入るとるわけですわ。それでこれが第1点。

それから、本論に入る前にですね、その要は、騒音は独自の測定値と申し上げました。それはちゃんとした測定機械っていうのは誰でも持ってませんし、それで出たんで、それも何遍も確認したわけですわ、本当に出たのかと。というわけで、確認をして、出たで間違いのないんやということで、それならということで、言いましたんで、やっぱりその辺は、その数値ですんで、そんな嘘言うたり、作り話の話ではないなと思いましたんで、これも否定をされると非常に私も困りますんで、その辺のことを前段でこう縷々申し上げられましたんで、これは、そのような私が勝手に作ったわけではありませんので。この辺の十分な認識の上にですね、これは事実そういうことで、写真も撮られとるということですので、改めて、この点については、そんなことはないということではなくですな、現実持ってますんで。そういうようなお答えっていうんですか、今のような方の訂正っていうんですか、その辺をいただかんと。私もある程度時間的にすっといこかなと思ったんですけども、すぐにその辺で答えが引っかかりましたんで。

それと、その①のですね、いわゆる立ち入ることができるんかどうか。それはもう非常に前向きでありがたいと思いますので、必要であれば、立ち入れはオーケーだという話ですんで、これはもう非常にええ答えをいただきました。

前段で聞かなければよかったことを聞きましたんで、もう一度お願いします。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

三木課長。

**○町民環境課長（三木 弘隆）** 私も当時課長でございませんでしたので、正確なことはわかりませんが、2月4日の7時から20時30分まで、11月16日の地元説明会をさせていただいております。当時の課長が、皆さんの問いかけとして、「一昨日と臭気は感じましたか」というような質問の中で、地元の方々が、「何も感じなかった」「11月の可視煙は、相当な3日間ぐらい喉が痛かったが…」という説明をさせていただいておりますので、町が認識していなかったのか、通報がなかったのか、そのあたりちょっとよくわかりませんが、最低でも2月4日の日の会議の席に地元住民さんの中からそのような事実はなかったので、まず申し上げました。

騒音につきましても、町としても専門業者を委託して調査したわけではございませんが、4月30日の防音壁の立ち合いで非常に地元の方々から、ご批判をいただきましたので、そのあたりも含めて、電気事業所さんと町のほうで、工場のほうを測定機械で測定させていただきました。朝昼晩と3回。その中で、議員ご指摘のような、90デシベルというような数値が出なかったのも、そのあたりを申し上げましたので、もし90デシベルというような高い数字が出ておるのであれば、完全に町との協定違反になりますので、場所をお示しいただきまして、再度確認をさせていただきたいと存じますが。

以上でございます。

**○議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

**○4番（木戸口 勉幸）** まさかここで時間が食うとは思いませんで、あと2つもあります。

まずですね、当時課長でない三木参事がですね、今その1月26日と2月4日のことがわかるわけないんで。1月26日と2月4日の担当課長はもうやめられておりませんし。それを私は聞いたまま、前段でそのように何遍も聞いておりますんで、詰めただけでありまして、もういわゆる質問項目にお答えいた

だいたらもうそれでよかったです、それを否定をされっぱなしっていうことになりますと、私も非常に立場的にも非常に困惑をいたしますので。1月26日と2月4日は担当課長はもういないと。事実おみえにならんわけですが。

それから、90デシベルは、どうのこうのっていうことですが、これももう済んだことでありますんで、4月1日以降に90デシベルを測ったっていうんであれば、そういうことはないと言われてもいいんですが、これは非常に答えとしては非常に不見識というんか、非常に私の立場的にはぐあい悪い話になりますんで。これももうやりとりしとっても非常にお互いにぐあい悪いなど。悪いというよりも、お互いのいわゆる質問答弁がかみ合いませんし、どうもこうぐあい悪いということも思いますので、これはこれとして、ちょっとあとへ送りましてですな、これはもうやめときます。何遍も同じこと言うとっても飽きませんで。こういうことの実実はやっぱり認めるべきだというふうに私も思います。そういう見地からまた先送りをしてですな、これはこれと考えます。

次ありますんで、次のですね、煤煙、臭気、騒音、排水、水質汚濁、燃焼材の廃棄物の処理、排熱処理など環境基準に基づいた資料を地元へ提出してもらえるのかどうかということですが、これはもう当然事業所と町は公害防止協定っていうのは当然結んでおるということですが、その公害防止協定はどうなっとんのかっていう、要するに、不安っていうんか、中を全部知りたいということではないんですけど、公害防止協定は、非常に心配だというのが地元隣接した組の方のお話でございますので。公害防止協定に基づいた報告が、そのいわゆる年に1回でもですね、お伝えしてもらえるのかどうか、これを非常に心配しておりますので、今申し上げたですな、項目についてのことを地元を納得っていうんか、安心してもらえるようにですな、1つの方法だというふうに思いますので。全てどんな公害でも地元が「ああそうか」ということになりゃ何の問題も出やんわけではありますが、どうしても距離感が出てまいりますと、いろんなこう気に入らんことが出てきますので、そんなことのないようにですな、してもらいたいと思います。

あと、書いてありますのは、私も聞きますと、防音対策をされたというふう  
に聞いておりますので、どういった防音対策をされたのか、あわせてお伺いを  
してですね、ここで時間が食いましたので、③番目のですね、ことも相関連を  
いたしますので、③つ目と合わせてお伺いをします。

今申し上げたことの中でですね、いわゆる地域といわゆるそういう発電所な  
り企業とはうまくいかんとお互いの融和っていうのはなくなる、ないなという  
ふうに思いますので。どんなことについてもですね、やっぱりそういったこと  
が大事やということで、私は考えております。

それで当バイオマスですね、発電環境保全会議、これは全くの私が勝手に  
タイトルをつけとるわけですが、こういったものの中でですね、年に1回でも  
そういう場をもって、それで数値はこんなんだという安心感を持ってもらう意  
味からですね、そういったものを設置して、お互いのいわゆる融和を図るよう  
な方向をしてもらったらどうかなというふうに思いますので。

②③相関連をいたしますので、質問させていただきます。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

三木課長。

**○町民環境課長（三木 弘隆）** 議員ご指摘の②番目と③番目についてご回答さ  
せていただきます。

②番目につきましては、4月30日に地元区長さんからの要望もございまし  
て、防音壁設置予定箇所の確認をさせていただいたところ、区の役員さんから、  
数値等の公表を、ということでございましたので、公害防止協定に基づきまし  
て、年1回町に報告するというふうになってございます。5月12日に地元区  
長さんに大気と水質につきまして1年間の基準数値を公表させていただきました。

また、騒音につきましては、防音壁の根拠と測定数値を教えてほしいという  
ことがございました。騒音の数値につきましては、騒音対策を実施しておる関  
係で、工場敷地内の騒音測定を任意の業者より専門業者でやっておるところで

ございまして、土地境界等での専門業者による騒音測定は実施していないというごこともございましたので、工場敷地内の測定を基礎にいたしまして、地形等を考慮して、コンピューター等の解析によりまして、想定される基準となります。60 デシベル以上の影響範囲と、防音壁設置個所を記載した地図を区長さんのほうに5月12日同日に、持ってお伺いして説明をさせていただいたところでございます。

公害防止協定で、騒音につきましても、実測数値ということになってございますので、防音壁完成後に、騒音測定専門業者による測定を、地元役員さん等の立ち合いの上、測定をするということになっておりまして、その結果をいただいて、町として平成28年度の報告数値とさせていただくとともに、地元へ報告させていただくという手はずとさせていただいております。

また、防音対策につきましては、発電所工業用地南側、町が発電所に管理委託しております用地に、先のコンピューター等の解析によりまして、想定される騒音値60デシベル以上の影響範囲に、高さ3メートルから4メートルの防音壁を100メートル設置させていただくという予定でございます。これらにつきましては、発電所だよりをもちまして、地元の方に回覧周知をさせていただいております。

また、③番目の回答に移るところでございますが、地域の融和対策として、月に1回は発電だよりを関係区民の方々に回覧配布させて、地元の理解を求めているところでございます。

また、環境基準に基づく水質・大気検査数値等の確認につきましては、3月議会に坂井議員の一般質問の答弁でさせていただきましたとおり、5月22日開催の多気町環境保全審議会に提案、検討いただいたところでございます。数値の考え方について、環境保全委員さんからのご質問をいただきまして、発電所に確認後、審議委員さんまたは西山区長さんに、その旨基準数値の考え方について報告させていただいたところでございます。

町といたしましては、町内環境基本計画調査報告書、モニタリング調査報告



書等とともに、毎年多気町環境保全審議会の席に、検査数値等を提案させていただき、検討していく予定としております。

議員ご指摘の保全会議等につきましては、現在のところ区からの要望も聞いておりませんので考えておりません。

以上でございます。

**○議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

**○4番（木戸口 勉幸）** 答弁ありがとうございます。

最後の最後で環境保会議は考えていないということですが、これはトップであります町長はその時期を見てまた融和として何らかのことを考えていただくというのに期待をいたしまして、この件は確認をいたしません。

2月4日以降ですね、こういった類の何かのいわゆる苦情とか、これに類するものはもう全然今はなかったのかどうかを確認して、この項目は終わりたいと思うんですが、最後に1点、それだけお伺いします。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

三木課長。

**○町民環境課長（三木 弘隆）** 2月4日以降3月31日までにつきましては、係長の報告を聞いております限り、なかったというふうに聞いております。4月1日以降につきましては、私が課長になりましたので、そのような公害等の報告は受けておりませんので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

以上です。

**○議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

**○4番（木戸口 勉幸）** 丁寧な答弁ありがとうございます。

それでは2の項を終わりにして、残り迫ってきておりますので、次入ります。

3点目の有機農業に対する認識と今後の取り組みを問う、ということでございます。

4月1日から課の組織が農林商工課に再編されまして、新しく課長、係長が農林商工行政を担当されております。つきましては、有機農業の推進と取り組みについて聞かせていただきたいというふうに思います。有機農業は土づくりであります。土は有機物の還元で成り立っております。化学肥料や農薬に頼った農業を長く続けておられますと、有機物が含まれた豊かな土、これが腐食を失いまして、作物に必要な微生物層が少なくなり、土が死滅してまいります。有用な微生物が含まれた土が少なくなりますと、作物に病気がふえて、これはもうご承知のことだと思っております。当然病気がふえますと蔓延をすることになります。一説では1グラムに1億といわれる微生物には、通告書には「制菌作用」と書いておられますが、これは菌を抑える作用でございます。「制菌」とは菌を抑える作用のことでございます。そういった意味合いで書いておられます。微生物の腐食が進みますと、土の団粒構造が、いわゆる土には団粒構造があるわけで、ふかふか土になるわけですが、団粒構造がつくられまして、俗に言うところのふかふかな土となりまして、当然有機となりますと、病気は少なくなります。そこで農薬等が要らないわけでありまして、病気が少なくなりますと、当然、人の体にはいい結果が出まして、人の体によく、有機農業でとれた作物はですね、おいしく育つわけでありまして、といった大きなメリットが常々言われておられます。土づくりは農業には欠かせないところであります。

改めまして、3月に引き続きまして、課長も変わられたところでありますので、改めて当局の有機農業の認識と今後の取り組みについて、お伺いをいたしたいと思っております。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

農林商工課長、達武彦君。

**○農林商工課長（達 武彦）** ただいまの木戸口議員のご質問にお答えをさせていただきます。

3月議会で前課長が答弁をさせていただいたとおりですね、現在町で把握をしております有機農業をしている生産者は6名でございます。うち、1名の方

がですね、有機JASの認定を受けていると聞いています。ご質問にあるとおりですね、いずれの生産者の方も土づくりに励んでみえたと聞いております。

3年後のアクアイグニスの開業を控えですね、まずは町内で有機農業を営んでみえます生産者や三重県改良普及センター、それから三重大学、JA多気郡、それから農産物の直売所等によりますですね、懇談会を開催したいと思っております。有機農業の現状とですね、それから取り巻く課題を明らかにしまいいまして、町としてのですね、認識を高めてまいりたいと考えております。その上で、そうしたネットワークづくりを行ってですね、有機農業を志向される生産者の為の環境づくりをすることがまず大切だと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

**○4番（木戸口 勉幸）** それでは、通告でどうのこうのせいという意味ではございませんが、続いて有機農業についてお伺いをいたします。

どんなことにもですね、メリットデメリットっていうのはつきものでありますが、有機野菜のメリットについて申し上げますとまず大きくは、3つあるわけでありまして、有機野菜は味はとにかくいいと。当然おいしくですね、甘みのある奥深い味になるんだということでもあります。これも私もいろいろと食べてまして、口へ入れまして、確かにそうだなということが実感をしたところでもあります。野菜は相対的にはですね、やはり健康食品の食材として、どうしても欠かせないと。これはもう昨今当然どんな場でもそういうことを言われております。健康食品の中でもそういったその飲み物とか、錠剤等も野菜をもとにですね、つくられております。これは健康でありたいという一心で、そういうことで、飲まれておるわけではありますが、有機野菜はですね、あえて申し上げますと、酸化物質、いわゆる酸化物質と言いますと、老化や病気のもとになるものだそうでございます。これらを取り除く、いわゆる除去するのが、抗酸化物質でありまして、これを多く含むのが、いわゆる有機野菜ということが既

に実証されおるわけでありまして。町長もことごとく、何かがあるたびに町長は言われておりますのは、医食同源であります。いわゆる健康づくり。医療費が高くなっているということを言われております。全く私も同感であります。そんな中でですね、有機野菜を推進することで、こういったこともある程度解決をされて、いわゆる「ええまちづくり」ができるんかなということは既に町長は深く認識をされとるというように思います。

先般の知事との懇談会でも、第1番に有機ということで出ましたので、私も感動したわけでありまして、そういったことも例えで申し上げました。

さらにいつも言っております、農薬の使用が、使い方が少ないということですから、安全性が保障されるということが体にとっては何よりだということになります。このごろはどうしても多くつくって、利益を追求するということになりますと、農薬は欠かせない、化学肥料は欠かせないという時代であります。それとはまた別にですな、有機というのも見直してもらいたいという意味で申し上げます。

以上、大きなメリットがあつてですな、ただ、デメリットはどこやと言いますと、デメリットはやはりその産品はどこ産直市場もそうで、市場でもスーパーでもそうですが、若干高いというのがデメリットであります。

いろいろと考えてみますと、それしかデメリットはないなというのは私の見解で、別にそれに偏った見方をしとるわけではありませんが、いろいろこう私なりに考えてみますと、そういうことだなということ。

そんなことでございますので、続いてですね、あと12分ありますが、時間をきにしながら、ごくわかりやすく、簡単に入れる質問をしたいと思っております。

これは明日からでも実行できるかなというように思いますが、どうしても行政で考えたり、机で考えてみますと、大きなことを考えて、補助金をどうこう、それで、多気町中、即有機農業展開してはどうかということになりますが、こんなことは、現実味がないし、すぐできるわけでもありません。ていうのは、個々の有機農業っていうんか、農家の積み上げが、いわゆる多気町農業であり

ますんで、多気町農業は数件でやっとなるわけではありませんので。細かい小さい農業はから大きな農業、土地利用型農業からいわゆるベイバック中心とした農業があるわけでありまして、余談になったわけですが、そういう体系の中ですな、すぐやれる形としては、各集落ごとにですな、いわゆる年配の方がつくられている野菜とか、そういうことがあるわけでありまして、そういった人の話を聞きますと、やはりそういったその有機農業に取り組みたいんだけど、どうしたらいいのかわからない。どうしたら土づくりをするんか。土づくりにはやっぱり体力と、いわゆる日々の努力が要りますんで、答えはそういったことの積み重ねで、前段で申し上げた土ができあがるわけでありまして、そういったことですね、達課長の中の答弁にもございました。話し合いの場を持つと。これもう大変結構な話で、私は前回もそういうこと申し上げました。その中ですね、いわゆるその小さい規模から始めんのが手順でありますんで、大きければ4畝5畝、結構なんです、4アール5アールですね、いわゆる2アールでも3アールでもまず有機の畑をつくってはどうかというのが私の発想でございまして、これはもうすぐ手掛けられますし、答えが1、2年で出ます。そういったことをやってもらえる場をですね、後押しをするような形をやはり農林商工行政の中で農家と手を組みながらですな、やってもらったら、進むんではないかというのが私の考えでありますので、こういった土づくりをしてもらいたいと。これで、その数戸をスタートしてですね、私が思っておりますのは、その有機畑、田とか大きな果樹園は向きませんので、野菜のつくっておる有機のですね、展示法、実証法ですね何軒かつくって、それでさすがにええ土づくりができたということが、いわゆる広く知れ渡ったら、自然につくると思っています。そういうことから、スタートをしてですな、これはもう後押し簡単な話ですんで、農協ともタイアップしてもらわんならんとと思いますが、そんな大学の先生やら、普及所で難しい話はせんでもええと思えます。即農家へ行ってこうやってすれば、答えは出ますんで、そういったことをまず手掛けられるということをお願いをしたいということでございます。その後押し・応援を

是非してもらいたいと思うんですが、その辺の考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

達課長。

○農林商工課長（達 武彦） 議員が言われたとおりですね、今回のネットワークづくり、そういう懇談会の中でそういう議題をあげさせていただいてですね、当然そちらのほうに来ていただきます生産者の方々と相談をして、そういう試験的な取り組みをですね、町内でさせていただくということが大事やというふうにも認識をしておりますので、ちょっと詳細については今後検討していくということで、取り組んでまいりたいと考えております。

土づくり、言われたこと、私も見識のほうがありませんが、すぐにできるものではないというふうにも理解をしておりますので、できるだけ早い段階で取り組みたいと考えております。

それでよろしく願いいたします。

○議長（西村 茂） 町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 達課長が今回初めて議会デビューでありました。なかなか僕の思っどることを言うたかな、と思っどるんですけど、今課長が答弁の中に言うてました、いろんところで相談会っていうか、皆で寄って話し合いをするっていう場を早くつくれと。これは、私言いましたのは、例えば企業さんも入れよと。例えば松阪興産、やってもらっどるコケッココーさんもありますし、和牛部会もありますし、それから担い手の農家もありますし、あと三重大学とか、それから肥料やっどる会社、JAさん、こんなところ入れて、とにかく早くやれということ为先般言いました。議員も私も同じ考えで、いきなりそんな堆肥づくりそんなパツとできるわけないんです。わずかなところからでもやってかなあかん。ということは今言ってますので。10月ぐらいまでにはそういう会を設けて、やるように段取りを進めます。近いうちに多気町独自のいい堆肥ができるように。まず堆肥つくらんことにはあきませんので。これやってこ

うと思っております。木戸口議員おっしゃられたように、確かに有機のつくられた作物っていうのは高いっていうデメリットあります。もう1つ大きなデメリットは、なかなか量が出てこないというのがありますので、これは将来多気町はいっぱいそれが出てけるように、取り組んでいきたいと思っております。よろしくお願ひします。

**○議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

**○4番（木戸口 勉幸）** 当然のことながら、町長の考え方を聞くつもりでおりましたんですが、先に町長から答弁いただきました。ありがとうございます。

最後にですね、答弁は要らないわけですが、先般申し上げたとおり、時間的なこともございますので。

有機農業もれっきとした6次産業化であります。これは何回も言うております。これを十分認識の上ですね、6次産業化が進むということの前提でですね、取り組んでもらいたいと思ひますし、3月から3カ月経って非常に前進したなという実感がわいておりますので、是非、今年さらなる前進を期待をしてですね、質問を終わります。

ありがとうございます。

それでは、あと5分ということでありまして、4つ目に入ります。

太陽光発電にかかる農振除外ということでございます。

太陽光発電施設を設置する土地は農地転用申請が必要でありまして、さらに農振農用地であれば農振除外手続きが、当然のことながら必要となってまいります。

平成28年までは、第1種農地、これは土地改良事業対象農地であります、この農地については、農振除外原則不許可、いわゆる許可をしないということでありまして、2種農地、3種農地は許可されていたというふうに認識をいたしております。

農地は1種、2種、3種っていう農地が分類をされております。これは農地

法でそういうふうになつとるわけではありますが。

これが平成 29 年からはですね、太陽光発電設置に伴います農振農用地の区域除外、いわゆる農振除外については、2種農地、3種農地であっても農振除外はしないという方針に変わったというふうに私は聞かせてもらっております。そうなりますと、農振農用地の線引き内、いわゆる農振線引きされとる中ではですね、太陽光発電の設置っていうのは、今後できない認識というふうに私は受け止めておりますが、そういう認識でいいのかどうかをお伺いします。

さらに、今年の 29 年の、いわゆる年度ではございませんので、1月以降ですね、県の農振除外の許可方針っていうのがございますが、その方針も合わせて簡潔にお伺いをして、終わりたいと思います。

**○議長(西村 茂)** 時間も迫ってまいりましたので、当局端的にお願いします。

農林商工課長、達武彦君。

**○農林商工課長(達 武彦)** ただいまの木戸口議員のご質問にお答えをいたします。

太陽光発電施設目的での農振除外についてはですね、国・県は原則認めておりません。多気町としては、地元企業の応援の意味を込めてですね、平成 25 年 12 月に「太陽光発電施設を設置目的とした農業振興地域農用地区域からの除外等に係る当面の運用」というですね、規定を設けて、独自基準を定めて、それに基づき除外審査を行ってきたところでございます。

この中では、当該農地が農振農用地外の土地と接していること、それから除外後の当該農地が第2種、第3種農地であること、計画に対する地元の合意形成があることなどの要件を設け、要件を全て満たす場合は県と協議の上、除外を認めてまいりました。

近隣の松阪市、大台町も独自基準を設け、例外的に除外を認めてまいりましたが、松阪市は昨年度、大台町も今年度ですね、農振農用地の見直しとあわせて禁止をされるということを聞いております。

多気町も現在、町全域の農振農用地の見直しを進めており、全県下の市町が



太陽光目的の除外が禁止となる中、町といたしましても、守るべき農地を確定して、農用地内の太陽光の転用を禁止をする予定ですのでよろしくお願いいたします。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

○4番（木戸口 勉幸） 以上で終わります。

○議長（西村 茂） 少しありますけどよろしいか。

これで、木戸口勉幸君の一般質問を終わります。

それでは午後1時まで、昼食のため休憩といたします。

（ 11時48分 ）

（ 13時00分 ）

（12番 東山 義美 議員）

○議長（西村 茂） それでは、休憩前に引き続きまして、会議を始めます。

4番目の質問者、東山義美君の質問に入ります。

12番、東山義美君。

○12番（東山 義美） それでは、私は今回1点質問させていただきますので、よろしくお願い致します。

1問1答ということでさせていただくわけなんですけども、これも1年ぶりに同じようなアクアの質問させていただきますので、よろしくお願い致します。

活力ある未来のアクアイグニス多気（仮称）について、ということで質問させていただきます。

この開発の土地、山には命あふれる鳥のさえずり、そして四季にわたる雄大な山あり川ありの環境があり、夢のような中南勢を中心とする開発が進んでいます。順調にいけば、あと2年後にはアクアイグニスオープンすると、こういうふうに関わらせております。

地元前村区におきましても、区の役員以外にも特別建設監視委員会9名を立

上げ、いろいろな調査と協定を進めておるところでございます。

この土地は以前、ゴルフ場として地元としても字を二分化になった事があり失敗は許すことができません。そんなに活力ある場所でありながら、今日まで生かすことができなかつた。アクアイグニス多気をはじめ、イオンタウン、ロート製菓の進出により大変な期待をしておるところでございます。

また多気町、三重県にとりましても、大きな変革が始まることでしょう。

そんな中、町職員の育成は言うまでもなく、特に企画課は最後の最後まで目を光らせ、責任重大であることを忘れないようお願いしたいと思います。

ということで、筒井課長にお伺いしたいんですけども、この私の訴えっていいんですか、思い。これについて感想聞かせていただきたい、このように思っています。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

**○企画調整課長（筒井 尚之）** ではよろしく申し上げます。

ちょっと聞き取りにくかつたんですけど、「思い」とおっしゃつたんでしょうか。

本来町長が答えた方がいいのかわかりませんが、これまでにない、リゾート開発とは全く違うタイプですね、企業さんもおっしゃつてみえます、産学官連携、そして地方創生に資するというそういう大きなコンセプトを持った非常に地元にも波及するすばらしい事業でございますので、もう町も開発協定まいておりますけど、側面からも前線的な支援をやっておりますので、何としても実現に向けてやっていきたいという思いで一生懸命取り組んでおります。

以上です。

**○議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

東山義美君。

**○12番（東山 義美）** この土地は本当に、昔の話するとですね、ここにも書かせていただいたように、ゴルフ場の問題でですね、もう大変でしたんですわ、

字としても。今度はそういうことはないと思い、いろんな新聞紙上で騒いでいただいでですね、もちろん町長も県の知事の対談も含めて、前段から先ほどもアクアイグニスのこと農林課のほうも出ましたけども、そういう衣食住の中です、取り組んでやられとるっていうことは、私は本当に感謝しとるんですけど。

そんな中で、夢のあるような話っていうことで、私は未来に向かっての話を突っ込んどるんですけども、これで2、3日前も、ちょっとアクアイグニスのあれから外れるんですけど、未来っていうことで、聞いてほしいんですけども。

課長、この松阪興産も今砂利をとっておりますけども、これ60年計画ぐらいでやとるんですわな。それが今52、3年ぐらいで、終わってると。残りこれ取ってる量が45ヘクタールとかなんとか言うてましたですけども、残りあと15ヘクタールか20ぐらいですね、残り。って言いましても、あと20年ぐらいはかかるんじゃないかと、こういうような形で、地元としても聞かされております。そんな中で、この土地が前村に返還されるわけなんですけども。そのときに、またですね、左にはアクアイグニス、こっちから行きますと。右には松阪興産の雄大な土地、こういうことが未来に向けて20年先には大きなですね、このインターを挟んだ開発がまたできると思うんですよ。たぶんやっかないと、あかんと思うんですけども。そういう中で、私は未来のことを、これからの自分らの子供たちの時代のことを考えますと、これは大変な、このインターの開発は、アクアができることによりましてですね、いろんな発展していくと思うんです。そんな中で、今後ともですね、このあと質問させていただきますけども、環境ですね。要するに環境問題。そのことについて、課長に今から質問するわけですけども、特に、業者が、今ちらほらとですね、土地を漁りに来とるっていうんか、開発に向けて、来とると。ちらほらとですね、最近聞こえてきています。特にこれそういう環境を汚さない企業であればよろしいけども、何かわからんっていうようなことの業者やと困りますんで。特に企画はそういうふうに進捗のことの中にかかわられるわけですけども。注意をして

いただきたいということを申し上げたい。

ということで、それでは1点目のですね、質問をさせていただきます。

この県への開発申請はですね、最終いつまでごろに提出されるのかっていうことで、質問しているわけなんですけども、この私は一番心配してるのは、前村はもう全面的に今のところですね、バックアップして進んだるわけなんですけども、最終的にはこれは今半年くらい遅れとると思うんですけども、当初1年2年前の話と。だいたいどれくらいの最終、前村が判を押せばええのか、ですね。もちろん前村との協議を詰めておりますけども。もちろんこれは役場としても企画が全面的にですね、立ち合いのもとに私はやっていただけるんじゃないかっていうふうに思ってるんですけども。その点についてはどれぐらいまでに、前村としてはですね、運びをやればいいのか、教えていただきたいと思えます。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

**○企画調整課長（筒井 尚之）** これだけの大規模開発となりますと、関係法令、国の法律、そして三重県の条例、等々を含めまして、20近くの手続きが必要となってまいります。そして現在その協議であるとか、相談、その真ただ中となっております状況でございます。その中でも特に「開発許可申請」といいますのは、都市計画法に基づく申請なんですけども、これらは他の関係法令などの協議を経て、そして最終的に開発申請を起こせるという手続きになっております。特にリンクしておりますのが、環境アセスメント。環境アセスメントが終了しない事には、開発申請ができないというシステムになっております。ということで、1つは法律の中でそういう手順があるということとですね、あと、先ほども申されましたけども、地元前村区さんの同意。もちろんのことでございます。一番の地元になりますので。ただ、もちろんそれだけではなくてですね、もちろん多気町の同意であるとか、あと、あそこに存在します公共施設管理者のいろんな協議の同意とか、高速道路のもあります。国道もあります。中

に存在します町の財産もあります。そういったものの協議も全部済んだよと、そういう添付も全部必要となりますし、あと、あの中でできあがる調整池であるとか、そういったものも協議が全部、設計上問題ないと、そういうようなことが全部終わったという書類も全部つける必要があります。そういったことを今一番ピークっていうか、やっておるところなんですけども、最終的には今事業者さんが目指されている時期は、今年の11月ごろを目標に一生懸命進められております。ただ、先ほど言いましたようなことが順調に進みましたらよろしいですけども、何かで引っかかって、あと遅れてくんであれば、開発申請の時期も当然遅れてくと。そういうふうな形になってまいります。今はそういうところですよ。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

東山義美君。

○12番（東山 義美） 私が知りたかったのは、課長言われることはよくわかるんですわ。ただ、前村としても、委員会こしらえてるんですけども、どこからかが進まんと、皆同時っていうことはあり得んと思うんですね、許可が。進み具合も。だから、地元は早いに越したことはないんですけども、まず地元からトップきってやるべきなんかですな、そこら辺の見解を教えてくださいましたか。

私はできるだけ早く急いで、ゴルフ場のときもそうやったんですけども、開発開発開発って環境も入ってました。環境のことも、ゴルフ場開発のときもね。でもそのときも、そんならそれで環境は当然で環境から上げてやったらええやねかっていう話したこともあったんですけども、字で。ところが、いやいや字の許可がないと、同意がないと県のほう受け付けんっていうて。そのとおりなんですわ。そのためには、区から先ですね、合意っていうんか判、もちろん言われた池の問題もこれから出ますけども、そういうことにしておくべきなんですわ。その辺どうなんですわ。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

筒井課長。

○企画調整課長（筒井 尚之） 確かに申し上げましたものは全て同時並行で進んでいるのは事実なんですけども、私も企業さんと前村区さんのなかでいろいろ話し合いされてることは、いろいろ承知はしております。端的に申し上げましたら、早く地元がまとまるに越したことはありません。合意に達していただいて、そしていろいろある課題を1つずつ早くでもクリアしていったほうが、当然いろんなもんが早くなってきますので、1日も早く同意いただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

東山義美君。

○12番（東山 義美） 早くやった方がいいと、それは当然のことやと思います。

そのように私も前村区の議員としてですね、精一杯頑張って、皆様方の理解をしていただくように、やらせていただきたいなというふうに思ってます。

2つ目の今課長のほうからも今言葉出たんですけども、付帯的な工事についていうどこまで管理していただくんかっていうことでございますけども、一番問題はですね、農業用水。農家に対する水。このことが一番字としても頭を痛めたところでございますけども、初めはアクアさんも、総合的にですね、一切使わないと。池を利用させていただくことはあっても水は使わないということでございます。しかし、前回の課長も出席されと思うんですけども、4月17日ですね。7時から9時まで。議事録がございまして。とにかく反対するもんはないんですわ。前村としても。どうぞ使ってくださいと。そうじゃないとこれからの未来の発展はないという理解のもとにですね、前村区のこの建設委員会ですか、の回答もございましたけども。ですから、そうなってくると、その水量をですね、今の堤防から3メートルですか、を上げるという。今日はちょっと写真持ってこなかったんですけども、早速写真も私は撮っ

てきたんですけども。これ、3メートル水量上げて、そこからやと7メートルでしたか、何かあげるっていう説明でございました。そうなってくると今の話やけど、ちょっと我々のその建設委員会ではですね、その管理っていうんか、わかる者がいないわけですね、前村としても。こういう体制はやっぱりもちろん役場が、企画が、先頭になってチェックしてやらないとですね。これ既に全国的に騒いでおりますけども、東南海地震、ご存知のように。これも想定しながらですね、やっていただかないと、これつくったわ、吹っ飛んでったわ、っていうことではですね、大変なことが起こりますね。そういうことにならないために、このいわゆる付帯工事についてのかかわり、行政の。一回も前回の質問でしたか、1年前。そのときも筒井課長にこの話は出なかったですけども、質問したときに、これ民間さんがやる、民間と民間の話し合いでって、集会所でも言われたことは僕は記憶はあるんですけどね、これはそんなわけにいかんと思うんですよ、民間民間って。こんなもの200億の工事ですからね、莫大なものでしょ、これ。本当に真剣に慎重にやらないとですね、大変なことになってはいけないと思って、私は質問させてもらっとるんですけども。この工事の管理は、まだまだ図面がしっかり出てきておりませんけども、調査ももうちょっとかかるかなと思っとるんですけども。そこら辺の管理体制は役場、どうですか。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

筒井課長。

**○企画調整課長（筒井 尚之）** 議員からもお話出ましたとおり、これ農業用ため池となっております。計画としましては、これに調整池機能を持たせた、もっと大きな池にしたいと。ちょうどこの周りにできあがる、この広大な平地ができます。その辺の水を全てその池に落とすということで、現在、前村区さんもちろんですけども、今県庁のほう向いても何度も協議をされております。これまでそんなにですね、農業用ため池に調整池の機能を持たせたという開発はそんなに多くありません。そんなわけですので、農業用ため池と調整池の構

造がだいぶ違いますので、今かなり事業者側と県側で今だいぶやり取りされています。そんなわけで、聞いておりますのは、県からもかなり厳しい設計基準が出されています。そんなわけで、まだこれが今後どういうふうになっているかわかりませんが、いずれにしても、県が納得する最終的な構造を持って、これは許可になる話でございますので、あとはそれに基づいて、設計された図面で、あそこの工事業者が当然工事を施行すると。できあがったあとの話ですけども、これまでは農業用ため池でしたから、前村区さんが所有管理されてましたけど、説明会でもおそらく話あったと思いますけど、できあがったのちはですね、設置者である事業者さんの管理になります。それが基本原則です。現在でいったらそういう話で今進んでおります。ただ、その後についてはですね、県がどういう見解を示してくるか、例えば町のかかわりがどんなにかとかですね、それはまだ直接は聞いておりませんが、現在としては、そういうふうなシナリオで今動いておると。そういうところです。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

東山義美君。

○12番（東山 義美） これは話を聞いとると、私が想像しとるより、だいぶ時間かかりそうですね、そんな気がいたします。それでいずれにしても、町がうんって言ったって、県がうんって言わんとこれは許可下りんわけですから、これはですね、課長もっと地元に来てですね、もっとわかりやすくその県の流れ、町の引き上げ方、こういうようなのをあんまり詳しくは今まで僕は聞いた記憶が、ちょこちょこ上辺は聞いとるんですけども、深く聞いたことはあんまりないような気がするんですわ。課長もだいぶおとなしい課長ですからね、筒井課長も。もっとやっぱり厳しく言うなら言うっていうことでね、はっきりと言うていただければ、そのような答え方は字としてもやるんじゃないかと思っますんでね。横着になれっていうとん違います。しっかりときちっとしたことを言うていただきたい。このように思っますんで、1つ。



それと同時にですね、これに関連する管理についてですけども、今これ企画は人が今4人ですか、5人ですか、みえる。これ、これから人が企画課として管理してくなら、人が間に合うんですか。おそらく他の仕事もやっておれば、これ間に合わんようになってくるん違うかと思うんですけどね、そこら辺は町長に言うて人をふやしてもろたらどうですか。その点についてはどうですか。しっかりとできるんですか、これ。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

筒井課長。

○企画調整課長（筒井 尚之） 企画の管理というか、企画の業務ということでよろしいですね。企業誘致係ってというのはこの4月から2人、係長と担当とついておまして、基本は民間さんが主体の事業ですので、一番初めも言いましたように、側面から協力と支援ということで進めてます。ちょっと道外れるかわかりませんが、ここの企業誘致も合わせて、今一緒にやっておると。確かに今は十分2人で対応できていると、そういうふうに考えております。これから先はどうなるかわかりませんが、逆にこの人数できちっとこなしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

東山義美君。

○12番（東山 義美） 2番目の項はこれで終わりました、次ですね、やっぱりこの間接的な道路について、お伺いしたいんですけども、オープンになると本当に車が混雑してまいると思うんですよ。私が心配してるのは、県道、国道だけやなしに町内入ってくる道路。前村は道がこういろいろついとるもんですから。事故の起こらないような体制をですね、してくために取り組んでいただきたい。こういう安心安全な対策をどのようにこれから前向きに取り組んでいただくか、お聞きしたいと思います。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

筒井課長。

**○企画調整課長（筒井 尚之）** まず関連道路としましてですね、一番懸念されてますのは、やっぱり交通渋滞。これ一番懸念しております。

そういうわけで、あの場所へ来場されるほとんどの方はもう車ってというのが現実的な話でして、そのために、当初からですね、高速道路からの直接乗り入れできる連結インターチェンジ。これはもう大前提の話になります。これにつきましては、これまでもうお話しましたように、おかげさまで順調にこれまで進んできて、開発許認可が下りた以降ぐらいに、連結許可も下りるだろうという前提でですね、今進めております。あと、国道 42 号線からの乗り入れです。今まではですね、直接ランプから現地へ入れるようにということで、非常に国土交通省とも調整しておりましたけど、これは法律的に難しいという話になりまして、国道 42 号へタッチするときに、今ランプから一旦信号で止まります。そこをですね、専用車線でもう 1 車線左側へ設けて、信号を通らずに直接この計画区域に入っていけるように今は国側と調整しております。こういうわけで、交通渋滞対策は両方側からみえるお客さんの万全の態勢で今進めていると。

あとは中にできる町道につきましては、これにつきましても、中のお客さんが十分はけて行けるようなそういった構造で、今現在開発事業者とも協議をしておりまして、最終的には町へもらう道路になりますので、建設課も交えながら、今後の管理も含めたいろんな協議もさせていただいていると、そういうところ です。

以上です。

**○議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

東山義美君。

**○12 番（東山 義美）** 地元の説明会のときもそういう話がございまして、承知はしとったんですけども、私は、その外部ですね、いわゆる町道へ入ってくる抜け道があるわけですけども。今年もちょっと山菜のなんか、イタドリかなんか知りませんが、そういう山のほうへですね、入ってガサガサとなってきた

ておりますんで。うちだけじゃない、前村区だけではないと思うですけども。そんなことですね、これ今から2年後ぐらいやっていうふうに聞いているんですけども、オープン。しかし、2年後経ってから対策打っとっては遅いもんですから、そういう環境を守ってく体制の中で、事故に対することも、啓発的な看板とかですね、そういうのも1年ぐらい前からはですね、今年からって言うんですけども、1年ぐらい前から、そういう体制の準備にかかってくと、町として。もちろん地元もやるわけなんですけどもね。そういう体制で望んでいただきたいなど。安心安全なね、まちづくりということで。それを特にお願いしておきたいと思います。

次行きます。答弁よろしいもんですから。議長、次よろしいですか。

4番目にですね、環境整備対策。これ非常に難しいんですけども、これアクアさんとともに、多気町役場も含めて、地元ももちろんですけども、一心同体で、やっぱりこれは取り組んでくという考えで、こういうふうに説明を、選定をさせていただいたんですけども、これは私が①番②番って書いてございます、これは環境省、国の。これが発表された事柄でございます。その中で、①番はともかくとして、②番目の地域の輪、絆、知恵の輪、未来の和と。ここの前も多気町の総合計画ですか、これをこの前初めてもろたんですけども、その前に私これ質問状出してますんで、申し訳なかったんですけども。これからそういう計画書を出されたんですけども、そのような形でですね、本当に進んでもらわないかんわけなんですけども、進めるんかっていうことをちょっと問いたいと思います。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

筒井課長。

**○企画調整課長（筒井 尚之）** それでは、この合理化事業、総合計画というふうな形で読みかえさせていただきましてですね。

議員さんがおっしゃられましたように、総合計画、「ええ町づくりプラン」という名称で進めておりますけど、そういう総合計画的な観点から申し上げます

すと、勢和多気インター周辺ですね、土地利用の推進につきまして、総合計画におきましても、「民間企業による開発の推進」という形でうたっております。まさにこの計画どおりで、今進めているのかなど。その折はですね、物流とかいろんなことを頭に入れておりましたけど、より良い内容のもので、ここへ立地の方向で進められてますと。

それと、あともう一点ですね、最近打ち出された話としまして、このアクアイグニスの部分だけがですね、たくさんのお客さんがみえて繁栄するだけじゃなくって、この前の1対1対談でも話題にのぼったことなんですけど、今度この事業者の中から「観光プラットフォーム計画」という名前が出てまいりまして、要はここへの来られたお客さんが、例えばここから貸し出す車であるとか、バスであるとか、そういったもので、最寄りの例えば多気町の観光地であるとか、例えば伊勢神宮行かれるとか、そういうふうにして、またさらに次の観光地へ行かれると。そして日帰りでもた戻ってきてもらって、またここで泊まってもらおうとか。そういうふうなことを打ち出されまして、ただ単にここだけが繁栄するという内容より、より幅が広がってきてですね、多気町の非常に観光の底上げに、三重県全体の観光の底上げにつながってくんじゃないかということで、非常に喜んでおりまして、これらをもっと多気町もいろいろ推進していきたいと、そういうふう考えております。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

東山義美君。

○12番（東山 義美） 課長、そういう中でですね、アクア・インター近辺だけやなしに、周囲をどれだけ東西南北広げていただくかというですね、ことを言っていたいただきましたんでね、まずそのとおりだと思います。

それでそこでちょっと触れたいんですけども、知恵の輪とかですね、未来をつくるものであるということで、今回もですね、アクアイグニスの質問の中で、言葉出てきましたけども、木戸口議員、それから山際議員の中にも、そのいわ

ゆる有機野菜ですか、こういうようなものを取り組んでって町長のほうからも出たんですけども。これもですね、私も実は有機に取り組んでやらさせていただいてるんですけども。やっとなるっていうことは、私はつくってるんじゃないです。私はその肥料をですね、有機肥料を、うちの近くに2社ほど有機やっとなる、牛糞を処理しとるところがあるもんですから、自分のダンプを1台買ってですね、それで無料でいろんなところへ、明和町も運んでる。それから玉城も運んでる。多気町もちろん運んでる。この場合はある県議会議員さんのおばさんのうちへも運んである。ということでですね、そんなことで、着々とそういう有機に対する意識が出てきたと思うんですけども、一番有機をこの機会にアクアイグニス兼ねた伸ばし方をしてこうと思ったらですね、その牛糞になるわけですけども、私が今やってるのは。これもですね、ぶっちゃけた話、牛糞を、その生産者の人も、牛の方もですね、売りたいっていうことやなしに、その処理に困るとるわけですわ。それを大いに使ってもらおうと思うことで、私らも頼まれてやっとなるんですけども。結局私はただでやっていますんですけども、運賃とかですね、経費がものすごいかかるんですわ。やっぱり多気町もその有機に取り組んだ野菜とかこの機会にやるのであればですね、そういうやっぱり運ぶ運賃ぐらいはですね、そういう補助金っていうんですか、そういう体制の金額をですね、私は出すべきやと思うんですよ。口で有機有機って言うのとるだけではね、なにが有機かわかりません。やっぱり木戸口議員もおっしゃられたように、その有機の取り組みは、私ももうわかってきたんですけども、土地の改良ですね、土地がしっかりと土ができてなかったらこんなもの有機にならないです。食べたっておいしくないです。私はその明和の方と一緒にやって野菜をもらってるんですけども、毎日野菜を食べてます。体調万々です。それぞれ千差万別で違うかわかりませんが、とにかくその肥料を運ぶについての補助金をね、有機に取り組むのであれば、勇気持ってですね、組むべきだと思うんですよ。そうすることによって、生産者の方も喜ばれるし、認識が高まってくると思います。そういう点も頭の中に入れていただいて、知恵を絞っていただ

きたいと思っております。

そういうことで、4番目の項終わりました、次5番目に入りたいと思います。

事業がオープンになると、一番気になるのは、今度はゴミ。いわゆるアクアイグニスの施設だけやなしに、町内も含めてね、近辺。この対策は、とにかくきれいにせなあかんわけですから。そういう中で、私ども前村区もどうやってくかっていうことで、一生懸命アクアイグニスの〇〇さん相談しながらさせていただいてるんですけども。課長、ごみの処理は、多気町はどういうような考えで、町独自でやってくんか、そこはアクアイグニスがもう独自でやってもらってというふうに考えているか、その辺はどうなんですか。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

筒井課長。

**○企画調整課長（筒井 尚之）** ただいま、公告・縦覧中の環境アセスメントの準備書によりますと、これにも記載されておるんですけども、予定としまして、年間の排出量はおおむね約3,700トン、年間です。というふうに数値は出されております。いろんなごみの集計ですけど。これらは基本全て事業系のごみ、ということでありまして、このアセスの準備書の中でもですね、この量を事業者側のほうで、今後リサイクルであるとか、あとごみを削減するとか、そういったことによって、量をもっと減らす。あと、廃棄物処理業者によって適正に処理をするということで、原則論、多気町としては、「受け取らない」ということで、話は進んでおるところです。事実これまでも、シャープさんのように大きな事業所さんも、受け取っておらないということもありますので、それはあくまでそういう前提で、進めていくというところでございます。

**○議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

東山義美君。

**○12番（東山 義美）** このごみの問題も非常に気になりまして、アクア内に出るごみだけっていうことであれば、一向に気にもしなくてもいいんですけども、そこはそこで事業をやるっていうことで。その前後のですね、インター近辺は

だいたい今でも、この前美化運動ありましたけども、軽四にだいたい山盛りではないけども、4杯くらいか5杯出ましたですね、前村として。いろんなものが放ってあるんですけども。あんだけ国交省も国道を草刈りから何からきれいにしていただいとるんですけども、結構5メートル下、10メートル下ぐらいには、ひっかかっというんか、まだまだどんどん出ております。それだけに、このインターの近辺っていうのは本当に放りやすいんかどうかわかりませんが、ごみの環境の土地でございます。

それで先ほど、課長も言われましたように、これは事業者の責任でやるということで、私も既にですね、課長言われたとおりに、前村区としても、雇用対策をですね、いろいろ頼んでありましたので。雇用っていうたら、若いものはもちろん、面接でいろんなことで採用されると思うんですけども、とにかく65回って70、私らぐらいになると、もう採用してもらえるかしてもらえやんかわからない。何が一番間に合うんやっていうたら、ごみ拾い、それから清掃、こういう植木の片付け、木切る、それからごみ、これぐらいのことかなという形で、イオンの〇〇さんとも雇用を雇うって言われるけど、っていうことで、膝詰め談判でですね、いろいろと話させてもらいました。もちろん、イオンの〇〇さん、この部長でございますけども〇〇さん、この方もお電話いただいて、鈴鹿にみえたときに。私はわざわざ行ったんやなしに、お電話いただいて行ったんです。そういうことの取り組みをですね、やっぱり地元とともにですね、きれいにしてかなあかん。環境がもうこれだけで大変なことやと。会社として責任重大であるということで、採用していただくっていうことになると、年いった高齢者対策ですね、こういうことになる。そやで〇〇さんのほうもアクアイグニスの、早速名簿をですね、取りかかってほしいと。いろんなことを、どういう体制でやるかってね。独自で前村としてやってくれと。前村だけが働けんっていうとんのと違いますよ。いろんなことを、働くために、どこか母体になってきちっとしたことをやってもらわなあかん。っていうことで、進んでおりますんで。これはもう委員会でもわかっておりますんで。公表してありま

すんで。委員長は〇〇〇〇っていう、彼がやっておりますんでね。そんな中で、ちょっと覚えていただきたいと思います。

それと同時にですね、この雇用に関することは、まだまだ企業やることですからわからんと思うんですけども、だいたい募集に入るとしたら、どれぐらいですか。1,500人の雇用って言うておりますけども、そんなに人が要るわけございませんしね。そこら辺どうなんか、さっぱり聞いとってわからんところがあります。企画のほうで、どのようなあれで聞かされとんのか、ちょっと詳しくわかればで結構です。答えていただきたいと思います。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

筒井課長。

**○企画調整課長（筒井 尚之）** まずはじめにちょっと訂正ですけど、あくまでオープンは3年先です。

雇用のお話なんですけど、一番最近の情報によりますと、一応1,000人。1,000人と言われております。1年2年前と比べて、だいぶこうレイアウトも変わってきましたので、一応1,000人ほどということで、菰野でもそうなんですけど、ほとんどはパートさんになります。老若男女を問わずですね、幅広く採用されるとお聞きしてます。そんな中で、ホテルもできますので、シーツがえであるとか、いろんな、地味なんはそういう方ができるような仕事もたくさんありますので、ただ、まだまだ、これから開発申請目指す時期ですので、計画も定まっておりますし、まだ全然そんな話は、具体的に募集とか採用とかの話は出てきておりません。まだ1年2年先の話になるのかなって思っております。

以上です。

**○議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

東山義美君。

**○12番（東山 義美）** まあ3年、私2年先かなって頭の中ばっかちょっと思ったんですけども、そこそこ3年っていうことで、遅れとるっていうことはわかっておりましたんで。先ほど課長がまだまだそこら辺の体制については触れて



ないってということで、理解しましたんで、ありがとうございます。

最後にですね、アクアイグニス多気に対してですね、町として協力できる体制、いわゆるどのようなことを協力していくんかということをお聞きしたいんですけども。漠然とした質問で申しわけないんですけども。今までいろいろお金をあげたとかいろいろありますよね。何千万渡したとか、何億渡したとか。そういうことでも結構でございますんで、そこら辺は200億企業に対してですね、大きなところですから、そんな金のことは言わんと思うんですけども。どういう、私は金じゃなしに、何かええ協力姿勢のものがですね、できるのであれば、金以外のものがええと思とるんですけども、どんなこと、まだまだそこまで考えとる余裕、そういうこと協議したことないし、ってということでございますか。そこら辺ちょっとお聞きしたいと思います。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

筒井課長。

**○企画調整課長（筒井 尚之）** まずはじめに、この施設は町の誘致事業であります。そういうわけで、まだ現在ですね、先ほどから何回も言ってますように、3年先のオープンってことで、毎日が実際そうなんですけど、とにかく実現に向けてですね、まずオープンが実現しないことには、それに向けて、全力を傾けてやっております。その中で、例えば、有機農業の話もしかりです。出てきましたら、担当課へつなげて、近隣市町とも組んでとかですね、あと、今後出てくる人の話もそうです。例えば近隣へ呼びかけて、人を出してほしいとかですね、とにかくオープンしてくためのいろんな協力体制がありますので、それをとにかく全力的にこれからやってきたい。それと、オープンしたあともですね、オープンしたらチョン、ではなくて、今現在もうこれまで誘致してきました企業さん、多数ありますけど、その企業さんとの関係でも、一貫してやる姿勢としましては、ワンストップサービスと言いまして、企業さんからいろいろ要望なり、いろんな相談があったらすぐ対応すると。住民さんとの対応は当たり前の話なんですけど、我々としましても、企業さんも同じように、地域

で働いておられますので、こういった方をきちっとして、すぐに処理をして、問題解決を図ってくと。そういうことは絶えずこれからも心がけていろいろ協力していきたいと、そのように思っております。

以上です。

**○議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

東山義美君。

**○12番（東山 義美）** 最後に課長にはですね、いろいろ世話かけると思うんですけども、あと3年って聞いたんですけども、定年ぎりぎりじゃないかと思うんですけども、ちょっとわからないですけども。そんなような気はするんですけども。この3年間ですね、全力で取り組んで、やっていただきたいと。先ほども申しあげましたように、人が足らんときには町長に言うてですね、町長の息子さんでも兄弟でもよろしいけども、全部働いてもらて、大いに使ってくださいと。そういうことをちょっと頑張ってください、この開発をですね、是非とも成功さすように全力で取り組んでいただくようお願いしたいと思います。

**○議長（西村 茂）** 以上で、東山義美君の一般質問は終わります。

---

**（9番 松浦 慶子 議員）**

**○議長（西村 茂）** 続きまして、5番目の質問者、松浦慶子君の質問に入ります。

9番、松浦慶子君。

**○9番（松浦 慶子）** 9番、松浦慶子。議長の許可を得ましたので、今から一般質問をさせていただきます。

私の質問方式は、1問1答で、させていただきます。

質問事項は、1項目、「農林・商工振興の今後はどのように」ということで、

質問させていただきます。

私は、前回の3月議会定例会におきまして、「農業の今後はどのように」との質問をいたしました。

その際、町長からは「減農薬や土づくり、堆肥などについて前を向いて進めていきたい。また有機や減農薬の作物をわずかな量でも活用して、本町の売りにしていきたい。独自の生産者を集めてわいわい座談会を開催して、輪を広げていきたい。」との答弁をいただいております。

また、その当時の農林課長からは「慣行農業から有機農業への転換初期は多くの技術的課題を抱えるが、有機農業の普及は農業振興と捉え、相談や協力を行っていきたい。」と答弁されています。

今年度から、昨年の12月議会定例会で議決されました多気町課設置条例の全部改正に伴い、農林課が農林商工課と新たに生まれ変わり、今後の農林・商工振興に大いなる期待をしているところでございます。

まず①つ目の質問に入らせていただきます。

これらのことを踏まえて、新しく課長となられた達課長に所信表明をお伺いいたします。また、今年度の目標を具体的にお教えてください。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

達課長。

**○農林商工課長（達 武彦）** ただいまの松浦議員のご質問にお答えをさせていただきます。

所信表明ということですが、先日ですね、町のホームページのほうに、掲載をさせていただきました、農林商工課の「ええまちづくり“私の約束”」をもってですね、答弁とかえさせていただきたいと思っております。

本町の基幹産業である農業については、担い手問題、耕作放棄地問題、TPP問題など、依然として厳しい環境が続く中、本町農業の特性を“強み”や“個性”に転じて“多気町ならではの農業”の構築を目指していく必要がございます。また、観光産業や商業などと連携した“もうかる農業”、“魅力ある農業”

を目指すとともに、有機農業の推進、6次産業化による商品開発や販路拡大も重要なテーマであると考えています。

林業については、採算性の向上が期待できない中、公益性機能も視野に入れた適正な管理を推進していく必要がございます。

商工業振興は企業誘致による雇用創出や定住促進を中心に進められてきましたが、今後は商工業・観光振興の為の地域資源を活用した新たな雇用の場の創出と地域経済活性化の取り組みを推進していく必要があると考えています。

こうしたことをふまえて、今年度農林商工課の5つの重点取組目標を設定させていただきます。

1つ目は、新規就農者の育成支援です。都市部での新農業人フェアや県内での就農フェア、セミナー開催などを通じ、町内外の就農希望者への働きかけ、就農計画の立案、農地等の斡旋等を行い、町内の就農に繋げていきたいと考えています。

2つ目は、伊勢いもの生産振興です。伊勢いもの栽培研修を開催し、参加者の中から新規栽培者を育成し、種芋の補助、農地の斡旋等を行い、栽培定着に繋げるとともに、伊勢いもの付加価値向上の為、三重大学等との協働で加工品の開発に努めまいりたいと考えています。

3つ目は、農業振興地域の見直しと新たな農業振興地域整備計画の策定です。長年見直しをしてこなかった農業振興地域農用地の見直しを行い、守るべき農用地を確定し、地域農業の指針となる農業振興地域整備計画を策定をいたします。

4つ目は、町内の観光施設の魅力、集客力の向上です。地域おこし協力隊制度による新たな人材を活用し、各施設の強みを伸ばし、集客イベントの開催や利益率の高い商品開発の支援、また各施設が独自で行う改革等の支援を行います。さらに各施設の方向性を見定め、将来のあるべき姿を検討してまいります。

5つ目は、ふるさと納税の推進です。ふるさと納税を通じた物産振興、地域経済の活性化を図るため、返礼品のリニューアルに着手し、協力事業者のみな

さんと一体となり推進する体制を構築します。また、都市部でのイベント開催などによるPR活動を行い、寄附者からファンの獲得に向けた取り組みを推進します。

以上5つを農林商工課の重点目標として設定し、推進してまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

**○議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

**○9番（松浦 慶子）** ありがとうございます。

この私はですね、一般質問の通告をしたのが5月24日です。この各課長の「ええまちづくり“私の約束”」っていうことで、平成29年度のこの今おっしゃられたところですね、そのホームページにアップされたのが6月7日でしたので、この質問をさせていただいたところでございます。

その中で今、今年度の重点目標ということで、5つの項目、達成水準も合わせてですね、ここには数値目標もありますので、この1年間で是非これを達成していただくような、取り組みを今後ご期待しているところでございます。1年で達成できたかできなかったのか、今後のことになります。また、できなかったのであれば、どうしてできなかったかなどをですね、振り返りをさせていただいて、是非次の次年度に活かしていただきたいと思っております。これも随時進捗状況などを、また私も一般質問させていただきますので、是非頑張らせていただきたいと思っております。

その中でですね、地域おこし協力隊制度っていうのが出てまいりました。これについて、前年度の予算では、執行ができなかったということで、別の課でしたけれども、これ今この進み具合はどのような形になっておりますか。それをお願いいたします。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

達課長。

○農林商工課長（達 武彦） 地域おこし協力隊制度につきましてはですね、今現在 10 月の採用開始を目標にですね、現在都市部での勧誘活動、それから人材発掘活動を今しております。その上でですね、7月に公募をかけさせていただいてですね、主にふるさと村の再生を目標とした人材登用を 10 月に目指して、進めていきたいと考えております。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○9番（松浦 慶子） ありがとうございます。

日本全国からですね、この三重県の多気町っていうところを選んでいただくには、かなりピンポイントで難しいんじゃないかなっていうふうに思っております。これをどのようなところに発信されてですね、多気町のホームページにもこの間載ってましたけれども、それをどのような形で、全国に広めていかれているのかっていうところをですね、どのような形で、出してらっしゃるのかっていうのを、ちょっと教えていただいてよろしいですか。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

達課長。

○農林商工課長（達 武彦） 大変ですね、議員言われるように、人材が大切でございまして、町が求めるような人材がなかなかつかまえることもなかなか難しいのかなっていうふうには、考えております。そのためにですね、いろんな人脈とかですね、それから昨年その食の取り組みでですね、コンサル業者さんなんかもみえたと思うんですけど、そういう全国にネットワークがあるような企業、それから組織なんかを今後活用していくと。その中で、めばしい人材をですね、獲得をしていくという取り組みは現在も取り組んでおります。あと、県が主催するようなですね、地域おこし協力隊の募集のですね、説明会等、都市部でございまして、そちらのほうにも参加をさせていただいて、積極的に多気町が求める人材っていうのをPRをしてまいりますので、よろしく願いたします。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○9番（松浦 慶子） その地域おこし協力隊につきましては、明和町でも今1名来られてるっていうことを聞いておまして、やっと1名来てくださった、だけれどもその方の能力であったりとか、町側の所っていうのもあるんですけども、雑用で終わっていたりですね、なかなかその本来の目的に達していないっていうふうなことも使う側もですね、いろんな大変難しいところがあると思いますので、是非、それをうまく取り入れていただいて、前に進めていただきたいと思います。

この質問はここで終わらせていただきます。次の質問に入らせていただきます。

平成28年1月付け「まち・ひと・しごと創生 多気町総合戦略」では、平成27年度から平成31年度の5年間の計画が示されております。これは町民へのアンケート調査から、町が目標とする将来像を実現するためには、どのようなことに力を入れていけば良いのかを分析して、具体的な施策や事業を明確化し、PDCAサイクルを止めることなく続けていくものだと理解しております。

これを行うことによって、平成31年度には町民の満足度が向上しているということが目的でございます。

この総合戦略の調査結果によりますと、「施策の重要改善項目」は、農林業の振興、商業の振興、雇用・就労環境の向上、情報通信網の整備、この4項目でございます。この「施策の重要改善項目」というのは、重要度は高いのに満足度が低いという項目を意味しております。

もう既に29年度に入っております。あと3年間で農林業、商業の振興において、どのような施策や事業を行っていけば、町民の満足度を現時点よりも上げていくことができるのかということ一緒に考えていこうではありませんか。

次質問に入ります。

まずは農林業全般において、問題点はどのようにお考えでしょうか。具体的

をお願いいたします。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

達課長。

○農林商工課長（達 武彦） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

前のご質問の答弁のほうと重なる部分もありますので、ご了承いただきたいと思います。

農業を取り巻く環境は極めて厳しく、耕作者の高齢化や不在地主による担い手問題、山間部を中心とした耕作放棄地の増加や鳥獣被害などの諸問題がございます。

主要作物である水稲はもとより、伝統野菜である伊勢芋や、ミカン、柿、お茶のほか、世界に誇る松阪肉の主要生産地ではございますが、こちらについては担い手問題に加えて、生産コストの見直しや販売戦略も検討する必要がございます。

また、穀物を中心とした土地利用型農業は、生産基盤の整備を実施するとともに農地の集積を促進し、効率の良い経営が求められています。

一方、施設野菜等付加価値の高いものについては、独自ブランド化も視野に入れた検討をしていく必要がございます。

林業についても取り巻く環境は厳しく、採算性の好転が期待できない中で、従来の生産を中心とした林業では保全できない森林が増加し、生活に及ぼす影響を懸念される状況となっています。

以上のような問題が町内で発生していると思います。よろしく申し上げます。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○9番（松浦 慶子） 今申しましたような、これですね、28年度1月からの、これが一番最新になると思われるんですが、これが。これですね、総合戦略の、この8ページの所にこの分析結果が、アンケートを分析された結果が出てお



るわけです。

せっかくこういったものもつくられておりますのでですね、これをもとにして、どういうところが強みであるのか、多気町の強みであるのか、弱みであるのかっていうことを、是非真摯に受け止めていただいて、今後改善をしていただいて、取り組んでいただきたいと思います。

まず農業と林業の振興ということですが、先ほど課長もおっしゃられましたように、生産コストの見直しとか、販路開拓などの“もうかる農業”にしていかなないと振興につながらないんだらうなっていうふうに私も考えております。国の施策としてもですね、また新しくだいぶ変わってきておまして、農業の競争力を強化させるプログラムでありますとかですね、生産者が有利になるような農産物の流通とか、前向きな補助金制度っていうのが、次の次の質問にもかかわってくるんですが、そういったいろんな施策がですね、予算化されておりますので、是非そういうところも見ていただいて、活用されていくっていうふうに、町の予算を通るものではないかもしれませんが。各団体、民間団体なんかには直接東海農政局を踏まえてですね、そこからくるものであるにしてもですね、たぶんそういう制度を知らなくて、いろんな活動されてる方ももしかして頑張ってみえる方も町内におられるかもしれません。だから、行政として何ができるのかなって考えると、そういうことを考えてらっしゃる方とのそういう補助金があるよっていうつなぎ役っていうのかな、パイプ役をしていただいて、それを広めていただくっていうふうなことができるのではないかなっていうふうに思っております。私もこの一般質問をするに当たりですね、直接農水省のほうに電話で問い合わせさせていただきますと、担当の、この施策をつくった、いろんな事業をつくった女性の方が出てこられてですね、懇切丁寧に、それはまあ親切に教えてくださいました。是非その私たちも、向こうの方ですね、農水省の担当の方もですね、私たちも一生懸命考えて、こういった予算化を1つ1つ考えてやっております。ですので、是非それを利用していただきたいというふうにおっしゃっておりましたので、課長も行政の方はそういったこ

とはしょっちゅうされておることなんでしょうけれど、いろんな、今はホームページでも、何だっで見れますので、これはどういうことなんだ、これはこういうことなんだっていうことを多気町で使えるものはないのか、何か困ってる方はこれをもしかしてマッチングさせればできるんじゃないかなっていうところを考えて、知恵を出し合ってますね、考えていただきたいなっていうふうなのが私の思いでございます。

次は林業のほうでなんです。林業は、先ほど前川議員の一般質問の中にありましたけども、地域集材であったりとか、アシスト制度、獣害問題、里山が荒れ果てているとか、ミカン山がもう大変なことになってるとか、もちろん竹ですね、間伐材っていうふうな、私も森林っていうか近くの山に入る機会がございまして、これどうしたらいいのかなって勝手に竹が倒れてきたり、地崩れが起こってきてるような、形の山をたくさん見るとですね、本当にこれ、もう一番やらないと、喫緊の課題じゃないかなっていうふうに、農業に対してでも、獣害問題に対しても、この森林を何とか、多気町の森林を何とか整備していかないと、次の施策につながっていかないんじゃないかなっていうふうに私自身感じております。町長の主要施策の中にもありますように、豊かな環境づくりという事業にも挙げられていますので、そこにもこうかかわってくるのではないかなっていうふうに思っております。

もう1つは、その林業の所なんですけど、生産林と環境林事業っていうふうに課長のほうで分けられてると思うんですが、これの整備っていうのは、そういうふうな計画でされるおつもりなのか、そこもちょっと何か計画があるのであれば、教えていただけませんかでしょうか。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

達課長。

**○農林商工課長（達 武彦）** 林業の振興につきましてはですね、議員言われてたとおりですね、木材自身の生産について、採算性が全く取れない状況が続いておりますのでですね、こちらの方も懸念をしておるわけでございます。

先ほどご質問でいただきました、その環境林でございますが、こちらのほうについてはですね、環境林の創造事業、これは国費と県費、それから町費も上乗せして、させていただく事業でございますが、これを毎年しておりまして、町の予算も上乗せした上で、事業をさせていただいております。こちらのほうでその地域が町内で決まっております、環境林として指定をしている場所をですね、順次整備をしていくと。主に間伐を行いまして、間伐した材につきましてはですね、今始まっております、バイオマスの事業のほうにも活用ができるというものでございます。

以上でございます。

**○議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

**○9番（松浦 慶子）** ありがとうございます。

町の予算も付けていただいているということですが、その先ほどのアシスト制度なんかでも、そうなんです、もう本当にボランティアの感覚になってきまして、私も竹を切るのにですね、チェーンソーを使ってみたいなっていうふうな、山に入るとですね、チェーンソーをこの間買ったんですけども、アシスト制度ってどんなんかなって、やってみよかなって思って、問い合わせ、先々月くらいか、前の課長のときですけども、そうすると、上限2万円だったかな、グループでアシスト制度を申し込むと。でも私のそのチェーンソーはですね、女性が持つってということで、すごく小さくてコンパクトなんです。安いかなと思ったら、めちゃくちゃ高くてですね、上限2万円出してもらってもすごい大変だになっていうふうな思いと、それを持って、危険だから、最初はそんな初心者では使えないですよ、あれ。もう本当に大変なチェーンソーの。その使い方なんかも、宮川森林組合の方が講師で来ていただいて、その使い方なんかを教えて指導していただけるっていうふうにお話をきいたんですが、ちょっと大変だになっていうふうに思ったので、個人で購入した次第です。だからそういったところにですね、もうちょっとプラスアルファ、中プラさん

にその地域資材ももうあまり必要はなくなってくるというふうな先ほどのお話でしたので、ちょっとまた違った、もう少し違ったアシスト制度をメインに置いたですね、そういった施策をもっとしていただいて、そこに予算化していただくと、もうちょっと進んでいくのかなっていう。もちろんその山にですね、興味を持った方もたくさん見えると思うので、そういう方の力を集約してですね、何かその予算化していただいて、プラスアルファいただけるものがあれば、活動として進んでいくんじゃないかなっていうふうに思っております。

次、それに関連しまして、③つ目の質問に入ります。

後継者や担い手不足が大きな問題ですが、この解決策をどのように考えるのかをお伺いいたします。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

達課長。

**○農林商工課長（達 武彦）** ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

昨年行いました町内の農業者向けのアンケート調査によりますと、ご回答いただいた町内の農家のうち、約80%が「後継者がいない、または未定」とお答えいただいております。また、特産品であります次郎柿・伊勢いも農家についても同様の数字が出ております。特に柿、伊勢いもなどの集約的農業につきましてはですね、後継者不足がそのまま生産量の減少につながると懸念をしております。

土地利用型農業については、それぞれ既存の営農組合や担い手等の経営体を育成支援しながらですね、農地の集約化、高効率低コスト化を進め、新たな担い手となる後継者の支援や新規就農者の就農相談、集落営農の推進を図っていきます。

野菜、果樹などの、先ほど言いました集約的農業については、6次産業などによる高付加価値化、販路開拓支援を行い、町内外からの新規就農者の発掘、支援を行います。

以上のような取り組みで、少しでも後継者対策につながればと考えておりま

すので、よろしく願いいたします。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○9番（松浦 慶子） 担い手ってということで、新規就農の促進ってということで、お答えいただきまして、ありがとうございます。

これもですね、「まち・ひと・しごと創生多気町総合戦略」の中にですね、ここに重要業績評価指標（K P I）としまして、農業の活性化や新規就農の促進ってということで、そこの指標として、新規就農者数5年間で10人、新規伊勢いも栽培者数が5年間で10人っていうふうな、この目安の指標が書かれております。これと課長のこの「私の約束」っていうところの、この重点取り組み目標の中で考えると、1名以上っていうふうなことを書いてくださってるので、だいたいそんなものなのかなっていうふうに考えております。新規就農の伊勢いもに限らずですね、伝統野菜の伊勢いもや柿に限らず、それ以外の、先ほど出た有機農業であったりとか、そういった多気町に来たらもっといろいろなやり方の農業ができますよっていうふうな、移住なんかの促進にもつながるのではないかなっていうふうに思っております。その、どのような手段・方法についてですね、先ほどのこの。そこの日程スケジュールっていうかな、どういふふうに行うに実行に移されるのか、1名以上の認定していくのに当たって、ちょっとその課長の頭の中にあるようなスケジュール感っていうか、そういうのがもしあれば教えていただけないでしょうか。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

達課長。

○農林商工課長（達 武彦） スケジュール感でございますが、昨年度もですね、取り組んでおりましたが、今から都市部、特に東京、それから名古屋、大阪等でですね、就農のそういうイベントがございます。それと津のほうで7月にイベントがございます。それがだいたい7月から10月にかけてございまして、そちらのほうで多気町のブースを出させていただきまして、来られる方は当然

就農を目的にみえますので、そういう方の中ですね、多気町の農業をPRを  
しまして、そちらのほうに興味をいただいた方に対してですね、11月をめどに  
考えておりますが、多気町内での1泊2日ですね、収穫イベント、収穫のツ  
アーを企画をしてみたいです。そちらの方のお誘いをさせていただいて、具体  
的に、来ていただいてですね、伊勢いも、柿等の収穫体験をしていただく。そ  
れと、夜になりますが、もう既に新規就農してみえる町内の農家の方とか、ベ  
テランの農家の方との懇談会等で、実際の農業はどういうものかということ  
も体験をしていただく。それから、翌日はですね、町内のそういう商業施設、  
教育施設なんかを見て回りまして、実勢の生活がどういうものか、空き家の見  
学等をしてもらいましてですね、多気町に住むとはどういうことなのかと。1  
泊2日という大変短い日程ではございますが、そういう体験をしていただいた  
上でですね、具体的な就農に結びつけてくというような取り組みをしてみたい  
と思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○9番（松浦 慶子） ありがとうございます。

それだけきっちり、きっちりというか、1泊2日は短いんじゃないかってい  
うようなお話ですけれども、それが11月をめどにですね、していただくこと  
を期待しております。

そしたら次の質問に入らせていただきます。

先ほども申しました国の今年度事業の中に、「日本の食消費拡大国民運動推  
進事業」や「6次産業ネットワーク活動交付金」といったものがあります。

特に、「地域の食の絆強化推進事業」ではですね、本町で取り組んだ方がい  
いのではないかっていうふうに思っております。これも、給食なんかに取り入  
れることですが、行政だけが取り組むのではなく、民間団体等への働き  
かけをすることも行政の大切な役割だと考えております。

このことについて、どのようなお考えをお持ちか、お伺いいたします。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

達課長。

○農林商工課長（達 武彦） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

「地域の食絆強化推進事業」につきましては、平成 28 年度からの事業で「日本の食消費拡大国民運動推進事業」の中に位置付けられ、農林水産省によりますと、主に学校給食等に地域食材を活用する地産地消の取り組みを支援する制度ということでございます。

多気町の学校給食センターの地産地消の取り組みにつきましては、米については J A 多気郡を通じて「ぎんひめ」を購入をさせていただいており、それに対して地産地消の補助金を毎年支出をさせていただいておるところでございます。ほかにも、J A 多気郡、それから町内の事業者、生産者から多気町産の野菜等の購入をさせていただいておりますが、まだまだその割合は低くですね、J A 多気郡、町内の事業者、生産者への働きかけが必要だと考えています。

今後、議員言われたような「地域の食絆強化推進事業」を活用した取り組みが可能か検討することも必要だと考えております。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○9 番（松浦 慶子） 今答弁いただきまして、進めていただきますように、もちろん難しいところも、たぶんあると思うんですよね。なかなか。そやけど、この食育っていう言葉もございますので、多気町の子供たちの給食の中にできたての野菜っていいですか、そういったものを新鮮なものを食べていただく、それが子供の味覚の発達を促しですね、おいしいものを、伝統的なものであったりですね、大きくなったときに、多気町で食べた給食がどんなものであったかっていうのを、本物の味をですね、子供たちに教えていくためには、かなり必要な問題だと思っております。医食同源っていう言葉が先ほどから何度もでありますが、医食同源、大人がですね、健康のため、予防のために食べ酢食事でも大事です。でも、子供のころからそういったものの、食品添加物のない本

物の味がどんなものなのかっていうことを是非多気町の子供たちに小さいころから、舌に、味来ってというのは12歳くらいでしか、もう発達しないっていうふうに言われております。その時期をですね、大事に過ごしていただくっていうことも考えまして、是非取り組みの、1つの野菜でもいいです。もう1つでもいいです。いきなり全部っていうのは難しいことですので、1つずつでも結構ですので、それをまず、この予算ですね、「日本の食消費拡大国民運動推進事業」、この平成29年度予算ではですね、2億8800万ぐらいの予算が付けられておりますので、是非これをコーディネーターなんか来られて、「まちむら交流機構」っていうところから派遣されて、多気町では何がそれを前に進められないのかっていうところもいろいろ相談とかできるんじゃないかなっていうふうに私は考えておりますので、1つの取り組みとして、是非していただきたいと思えます。

もう1つの「6次産業のネットワーク活動交付金」っていうのは、これは交付金ですので、19億900万とかっていうふうな話で、これは先ほどから、わいがや形式のいろんな方たちの、6次産業は6次産業なんですけど、そのネットワークをつくるっていうことに重きをおいてるものです。ただ、6次産業をするんじゃないくて、いろんな形の、団体の方たち、生産者の、孤独な生産者ってよく言われますが、その生産者の方たち、いろんな方たちの分野の方たちが集まって、ネットワークをつくって活動するっていうところにメインを、重きをおかれた交付金だと思いますので、そういったことが、これはたぶん1つの例ですけれども、いろんなことを今農水省はやっておりますので、是非そこをちょっとチェックしていただく、またそれを議長につなげていただくっていうふうにお願ひしたいと思えます。

次の質問に入ります。

質問の表題には商工振興とありますが、総合戦略に基づいて質問は商業のみとさせていただきます。

商業全般においての問題点をどのようにお考えなのか、これも具体的にお答



えいただいたらありがたいです。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

達課長。

○農林商工課長（達 武彦） 大変商業はお答えづらい部分もありますが、町内の商業、地域経済の活性化についてはですね、少子高齢化が進んで、消費人口が減少し、立地企業の低迷が続く中、多気町内だけでできるものではなくなっていると考えています。そのため、町外、県外からたくさんのお客様が多気町を訪れ、多気町の産品を購入してもらうために、地域資源を活用した魅力ある商品開発や観光資源の再生が必要だと考えています。

具体的には、ふるさと納税制度を活用した地域産品の販売促進やPR、それから商工会・観光協会と連携した新しい商品開発や創業支援、それから多気町内外、広域のですね、商工観光団体・自治体と連携したPR事業や地域ブランド開発などが必要だと考えておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○9番（松浦 慶子） ありがとうございます。

具体的に何か今、1つ広域でですね、されようとしているような何か、事例っていうか、考えられていることがあれば、教えていただけませんかでしょうか。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

達課長。

○農林商工課長（達 武彦） 現在ですね、広域の連携するような団体っていうのがいくつかありまして、その中でもですね、南三重活性化協議会っていうのはですね、この土曜日日曜日に、三重テラスのほうで産品のPR、観光PRのほうに出かけております。うちの職員もですね、2名が今日から東京のほうに2泊3日で行ってまいります。

それとですね、これはもう取り組んだことではございますが、松阪・多気・明和・大台、境域観光連携の事業の推進協議会っていうのがございまして、こちらの

ほうでは、この「るるぶ」。雑誌ですね。旅行雑誌るるぶを、松阪・多気・大台・明和に限ってのものを刊行しまして、全国配布をしておるところでございます。

あと、サブurb松阪、ブランド3第都市圏拡大事業という事業もございまして、こちらのほう、商工会が連携して行っていただく事業でございますが、地域資源を活用して、どのような商品開発ができるかというようなことを商工業者の方を対象とした研修会等を行っております。

以上でございます。

**○議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

**○9番（松浦 慶子）** ありがとうございます。

そしたら、最後の質問に入らせていただきます。

最後に町長のお考えを、前回の3月議会定例会でのご答弁を踏まえて、進捗状況も合わせて、お伺いいたします。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

**○町長（久保 行男）** 私のほうから。

松浦議員、特に今農業関係につきまして、いろいろご質問いただきまして、ありがとうございます。

農家のお母さんではないのに、いろいろ農業関係、本当に真剣に考えていただきまして、本当に自分は農家の息子ではあるんですけども、あんまり農業はやったことないのに、松浦さんのほうがよう勉強されてます。本当に敬意を表するところであります。

多気町、まず農業関係、大きな問題がありまして、なかなか農地の集約化っていうのはやっておるんですけど、進んでいない。これは以前にも申し上げたと思うんですけども、まだあと数年ぐらいは定年就農というのが続くと思います。定年をしたら、うちで農業をやろかというのが結構ありますので。そうい

う方が。なかなか進まないと思うんですけども。その方たちが定年をして 10 年近く経ってくると、やめたということに近づきますので、これから集約はもっとびゅっと進むと思います。そうすれば多気町の農業もっともっと活性化っていうか、大きくよそに負けないようになると思います。

我々のところでは、特産の、私はよく言っていますのは、伊勢いもと柿について、特にやっていきたいということで、これ今結構進んできたと思います。あと、土地利用型の大きな農業の米、麦、大豆につきましては、やはりこれ集約化して大規模でやらないと、なかなか太刀打ちできない。今週の初め、農業再生協議会っていうのがありまして、ある人から、「多気のお米は向こうに比べると、ええ値で売れやんやないか」というようなこともあったんですけども、農政局の国の方は、去年サミットで三重県の食材っていうのは世界に P R できたんやと。ちょっともそういう気持ちを持つことはないって言われたんですけども、僕もそうやと思います。確かに多気町のお米と伊賀米と比べると、ちょっと値は違うかわかりませんが、そんなに見劣りする門ではないと思っています。これからは、課長も言いましたけども、そのいかに若い人たちが農業についてもらうようにするかっていうことで、これはもうお以前から進めています、新規就農者を育成しています。これは育成は、この辺、たぶん全国的にも結構多気町は、大きな支援をさせてもらっていると。月 20 万の助成金を出しとる町っていうのは、そうそうないと思うんです。自分では、自慢っていうか、自信もって言えると思います。もう 1 つは、多気町だけはなかなか進めていけないので、移住を促して、移住の人たちにも多気町に住み着いていただいて、農業をやっていただくような、そんな施策をしていきたい。それには空き家も用意せないかんし、そして、「儲かる農業」をしていかないかん。私が町長に立候補したときに、ちょっとだいぶ戻るんですけども、参考にさせてもらったんが、「儲かる農業」でした。これは山梨県の若い人が、田中さんとかいう方やったと思うんですけども、この人の話を参考に、自分、こうやってして手を挙げたんです。何をやったかっていうと、全然農業をやったことない人が、商

社に勤めとった方やそうですけども、その方が、農業に取り組んで、年間数億円の金額まで上げるくらいの大規模にされてます。この方は商社で勤めてみえたんで、結構販路がしっかりしとったということもあると。こういうことで、土地の集約化やらなあかんことと、新規就農者、移住者も含めて、就農者を増やしてかなあかん、ということと、もう1つはじっと言われてます、有機の農業、多気町でこんなおいしいものがつくれるっていうのは、やっぱり有機でやらんと、やっぱり化学肥料もいいんですけども、有機と減農薬でやらないかんと思います。前回でしたかな、松浦議員が言われた、GAPの話がありました。今、これも先週言われたんです、JGAPとGGAPとあります。JGAPは国内産のやつでありますけども、GGAPっていうのは、やっぱりグローバルで、世界のやつであります。やはり、これは日本っていうか、以前JA多気郡でも、平成22年からかな、トレハビリティっていうて、生産履歴をきちっとするように、っていうことで、これは地元のJAでもやっています。さらにこれに加えて、今度GAPの話でもやってかなあかん。ただ、このGAPについては、この間もちょっと意見も出ておったんですけども、ちょっとお金がかかるんで、その部分があるんですけども、これは多くのグループやそういうのでやっていけば、たぶんクリアできると思います。こんなことも含めて、多気町の農業については新しい人をいれてかなあかんし、それから集約化はしてかなあかんし、それから、特徴のある農業にしてかなあかん。こう思っています。

もう1つ、林業につきましては、自分の思いでありましたのは、バイオマスの発電所をつくって、ここに里山を少しでもきれいにしよう。間伐材を処理していこうというのが、ちょっとの大きな目的もありまして、もちろん企業誘致もあつたんですけども、少しでも多気町の山をきれいにしていきたいということで、あそこで生産、いわゆる間伐材なんかも皆処理していただけるし、こういう少しで林業の手助けになればと、こういう思いから。

○議長（西村 茂） 町長、もうちょっと端的に。

○町長（久保 行男） 全部あるんですよ。農業林業商業言われたんで、全部言

っとかなあかんと。

商業につきましては、今シャープ関係の補助金をやったりとか、今課長言いましたような、東京でやろうとか言うのと、それからもう1つ小さいのはボランティアで動いていただいた人たちに、ポイント制を付けて少しでも地域の商業施設で使っていただこうと。こんなことをやっています。

ということで、早う終われっていうことですので、一応全体は、こんな町づくりをしていきたい、ということでもありますので。本当はもっとPRをしたいんですけども、やめます。

以上です。

**○議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

**○9番（松浦 慶子）** ご丁寧な答弁ありがとうございました。

是非、PRも兼ねてですね、是非前へ進めていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

そしたら私の質問は以上で終わります。

**○議長（西村 茂）** 以上で、松浦慶子君の一般質問は終わります。

ここで2時40分まで休憩といたします。

（ 14時29分 ）

（ 14時40分 ）

### （6番 中野 正宣 議員）

**○議長（西村 茂）** それでは休憩前に引き続きまして、会議を始めます。

それでは、6番目の質問者、中野正宣君の質問に入ります。

6番、中野正宣君。

**○6番（中野 正宣）** 最後の質問者になりまして、ひとつよろしく願いしたいと思います。

今回は、議長の許可をいただき、若者の定住促進補助金について、1項目を

1問1答方式により質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

日本の人口が、減少に転じ、当町でも1万5000人を割り込む状況が続き、少子高齢化が進んでいます。特に今後、弱年層の人口減が気になるところであり、人口増に向けて喫緊の課題であります。

平成28年度の新生児の誕生数が80名で、うち佐奈、外城田、津田小学校区では10人以下となっております。数年後には複式学級となることが予想され、また、このままでいくと20年後には中学校の統合という問題に発展するおそれがあり、子供たちへの負担も大変懸念されるところであります。

質問に入ります。

人口減少対策として本町が実施している施策はどのようなものがありますか。また、実施した成果としてどのようなことがあるか。また、検討していることがあったら教えてください。

1問目の質問を終わります。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

**○企画調整課長（筒井 尚之）** それでは、ただいまの中野議員さんの質問にお答えしたいと思います。

まず、参考までにデータなんですけども、26年度、要するに4月から3月の人口動態を申し上げますと、自然減が82人、社会減が51人、トータルで人口減が133人。そして、27年度におきましては、自然減が94人、そして社会減が60人で、トータルは154人の人口減。そして、昨年度、28年度におきましては、自然減は144人でありましたが、転入が転出を47人上回りまして、社会増として47となりました。この社会増につきましては、かつてシャープの社員が大幅に転入された以来の、結構大きな転入増であったと言えます。

先ほど、議員おっしゃられましたように、近年は日本全体が人口減社会に入りまして、本町でも自然減は順調に言うたら悪いですけど、毎年減っております。これは正直とめようのないことだと感じております。ただ、社会増に

つきましては、27年度から取り組み始めました、空き家バンク事業等の成果のあらわれもあるのではないかとこのように評価しております。

先ほどご質問ございました、人口減対策の施策でありますけど、地方創生事業、「多気町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づきまして、先ほども述べました、空き家バンク事業。そして、現在、県と組んで東京や名古屋などでイベントを開催しまして、多気町をPRして移住促進やっている事業。そして一方では、結婚支援のための縁結び事業。そして、保育所給食費無償化であるとか、中学生までの医療費無償化などの子育て支援事業。片や、これはハードになりますけど、クリスタル工業ゾーンの企業誘致などによります雇用の場を確保しまして、従業員などの移住を促す事業と。いろいろソフトハード両面の多岐にわたる施策を進めておるところでございます。

成果としましては、先ほどの転入超過という、ようやくいろいろ成果が出てきたのかなというところが非常に大きく感じておりまして、これからは、現在進めておりますさらなる企業誘致であるとか、3年後のアクアイグニスの開業によりますさらに移住等が期待できるのではないかとこのように考えております。

検討中の施策としましては、先日全協でお話があったと思いますけど、都市計画マスタープランなどに位置付けられております多気駅周辺での新たな住宅地整備等々、移住者を対象とした新たな住まいづくりの検討を始めておるところでございます。

以上です。

**○議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

中野正宣君。

**○6番（中野 正宣）** 移住促進に関しましては、本当に、町も一生懸命頑張っていたとすることは、私たちが認めるところでございます。

それで、まず多気町の人口分布を見ますと、40歳以下の人口分布が気になる状況であります。多気町で育ちながら多気町以外で生活、または所帯を持って

いるのではないかと感じます。このようなことをどのように認識し、対策はどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（西村 茂） 答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） これは、先ほども申し上げた 28 年度の転出データから導いたものなんですけども、40 歳以下の方が全体の約 8 割の方が転出されている。全体に対しまして。っていうことで、議員おっしゃられますように、若者世代が結構出ていかれると、そういう形になっております。この状況は近隣市町でもやはりよく似た傾向でありまして、就職である、進学である、結婚、転居、転勤などによるものというふうに分析はしております。

よく耳にしますのが、多気町はいいところであるけども、住める住宅地がないとかですね、そのような意見もいただいております。先般、「まち・ひと・しごと創生会議」っていうのがございました。その場でも委員の方々から多気町に移住された若い人たちの意見を聞きとるべきではないか、であるとか、アクアイグニス誘致を機会にして、多気駅裏開発へつなげようではないかと言った意見もいただいたところであります。

以上でございます。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

中野正宣君。

○6番（中野 正宣） わが多気町は、非常にいいとこだってというのは私ら認識しておりますが、若い人もその気持ちは聞くところによると、たくさんその声を聞くところでございます。ところが、やはり働く場のないというか、働くところが遠いところになっていくというところで、大学行かれて、あるいは専門学校行かれてから、こちらへ戻ってこないケースが、おりたいんやけど働けんのやっというような方が、町民の方々からも、個々に聞かせていただいとるところでございます。

それで次に、若者が多気町内で住宅を取得する場合、国・県・町または他の



団体、例えば材木協会とかいうのがありましたら、それからの新築をするときにどのような補助金があるのかお尋ねしたいと思います。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

筒井課長。

**○企画調整課長（筒井 尚之）** 全国の自治体ではですね、多種多様な施策が展開されております。「JOIN」といいまして、移住交流推進機構という社団法人がございまして、これによりますと、大きく分けて、「住まい」「子育て」「仕事」、それぞれ、その3つ別に補助金が、いろいろこんなあります、となっておりまして、その中の「住まい」では、全国で実に2,100余りの支援制度がございまして、2,100ってというのはそれぞれの自治体が皆上げてますし、同じようなものも、たぶんたくさんあるかと思えます。

その中でも、その「住まい」の中でもですね、「家を借りる」、そして「家を購入・改修する」、3番目に「空き家」と、その3つに大別されておりまして、例えば、「家を購入・改修する」場合は、一戸建て住宅を購入する際に奨励金を交付を行っておったりとか、あとは、固定資産税納付相当額を助成したりと、そういうようなことをやっておられる自治体もあります。

また、「家を借りる」場合でありましたら、例えば賃貸住宅の家賃補助の助成、そういうこともやっておられるところもあります。

「空き家」につきましても、本町、既に27年度から取り組んでおりますので、各種補助制度を導入しておりまして、これは結構利用いただいていると、そういうところでもあります。

以上です。

**○議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

中野正宣君。

**○6番（中野 正宣）** 当町で新築する場合、若者が。どのような、助成、あるいは補助金があるのか、当町で新築をする場合どのような助成があるのか、教えてください。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

筒井課長。

○企画調整課長（筒井 尚之） 当町で新築をする場合の補助金はございません。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

中野正宣君。

○6番（中野 正宣） 若い人がこちらに住んでいただきたいという気持ちは町民の皆の願い、親の願いでもあると思っております。

多気町は交通網が大変有利な地域であり、津・四日市・尾鷲、また、多気のサービスエリアにETCが仮についたとすれば、もう志摩・鳥羽もエリアに入り、また当然伊賀地域も当然に入ります。少し早く起きれば、名古屋まで通勤可能なエリアであります。

町長が提唱されている、先ほど課長も話ありましたが、働く場の確保も必要ですが、若年層が地元で家を構えるほうが働きやすいと思えるような定住応援施策があれば、今後の多気町の課題点、例えば「介護の問題」、「地域の文化継承」、「農林業の保全」などが克服でき、地域の活性化につながると考えます。

また、当町も45歳以下が町内へ取得するとき、補助金を出したほうがいいのではないかと思っております。また、町内にこちらで小中学校を卒業し、3世代のファミリーというのが住宅と建てれば、それはもう莫大な財産ができるわけでごさいます、祖父母が若者世帯を応援できるとか、祖父母が、保育所、小学校の迎え、それから塾への送迎、家事の手伝い、野菜などの提供、また、若者におきましては、そのように家を守って、子供を守ってくれることがあるので、配偶者の就業が確実にできるようになります。そして、今の祖父母は若く、自動車運転などもできるようになってきております。そして、何よりもよいのは、祖父母といることによって、情緒教育、それからしつけについても大変有利になると思っております。私は以前、福井の永平寺町へ、福井県は非常に学力優秀なところでごさいます、永平寺町へお邪魔したときに、永平寺町

も100万ぐらい新築建てたらあるんやということで。また祖父母が子供の勉強も教えてるんやと、というようなことも聞かせていただき、非常にメリットがあると思っております。そういう補助金を出してでも、今の多気町で生まれ育った人、あるいはよそから来ていただく、そして新築を立てていただくことには、補助金を出して、活性化を図るべきと考えるが、町長の考えをお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

**○町長（久保 行男）** 町長の考えということを言われましたので。町のほうでは今、そういう若者に対して家を新築する場合の補助金っていうのは、私のほうでは、今考えておりません。その代わりに、町のほうでは、働く場をつくって、一生懸命働いていただいて、家のローンを返していただく。これは自分も若いときに21のときに家を建てましたので。そんな経験もあるんで、一生懸命働いて、それは、働くところがないとあきませんので。働いて家を建ててもらおう、ということに頑張っていたきたいと思います。

**○議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

中野正宣君。

**○6番（中野 正宣）** ありがとうございます。やっぱし、このような時代になってくると、どうしても子供が少なくなってきました。祖父母が応援できるような状態につくるのが、ここで生まれ育ってくれた人に対することではないかと思っております。

そして、当町では、もっと定住に力を入れるべきだと思っております。また、そのようにして、小学生、あるいは子供がふえれば、先ほどの報告で4名とか、8名とかいうような数字はなくなってくると思っております。やはり、ここで生まれて、よそで住宅を建てられると、私の知っとる人も、射和へ建ててしめて、なんで建てたんやっていうようなことで、多気町は当然固定資産税も安いし、ええやないかっていう話をしたんですけど、松阪に近いで、そんなに違いはな

いってということで、松阪の小片野町とか、大石町、また、射和町、中万町、あるいは中川駅に家を建てられる方を、是非多気町に住宅業者さんとコラボし、若者に家を建てていただきたいと思っております。町長はそんなことはしやんということで、ペンと蹴ってもらいましたが、私はこれが一番大事やなど。移住も大事ですけども、私とこのほうへも移住の方がおみえになって、もう3年ぐらいしたら、またどっかへ出てかれて、荒れ放題になってしもた。なんと情けないことやな、っていう気持ちもございますので、よろしく願いいたします。

次に、当町では、太陽光発電に補助金を出し、活性化を図っている。これはシャープ応援ということで、させていただいております。これまでにどれくらい設置し、補助金を出したのか。

そこで私が考えるのに、若者の新築定住住宅に補助金で応援し、太陽光発電設備を設置すれば、町の補助金と太陽の恵みを受け、将来渡り「電気代のいらぬ住宅」となり、多気町に行けば、「住んでよかった多気町」になると思います。太陽光発電を誰にでも出すのではなく、的を絞って若者の住宅に応援していけば、今3.5キロワットで、だいたい100万でできるということでございます。そういう住宅になれば、電気代がいらぬ。「多気町へ行ったら電気代いらぬやんか」ってということで、そういうような私の考えでございますが、この辺について、当局の考えをお聞きしたのと、こういう定住の新築住宅については、国や県はあまり進めません。なぜかといえば、県や国はメリットがないからであります。だから多気町とか自治体が、ほとんどがしておって、そういうことになっておりますので、若者が、そういう補助金を、町長言われましたが、太陽光発電も応援するのであれば、的を絞って、そういう方法も考えることはできないか、お尋ねしたい。

以上です。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

筒井課長。

**○企画調整課長（筒井 尚之）** まず、実績でございます。平成 13 年度に始まったこの制度、これまで 366 件、補助金総額としましては、1 億 6500 万円となっております。この中には、一般住宅用と事業者用、両方が含まれております。参考までに、総出力としましては、1,715 キロワットとなっております。

議員さんから言われました、提案的な話なんですけども、要は、新築住宅購入補助という名称で、これで太陽光設置につなげてもらったらどうかと、言うお話でございます。既存の補助金の絡みもありますし、金額的にもだいぶ変わってくる面もございます。ただ、若者向けというような、そういった上限提示もありますので、今後、施策を考えていく中で、参考とさせていただきたいと思えます。

**○議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

中野正宣君。

**○6番（中野 正宣）** 是非ご検討いただきたいと思えます。フランスやスペインでは、こういう支援制度を充実させて、十数年間で少子化を脱却、人口安定に実施した。時間をかければよいというものではない。短期に集中して、社会のシステム、少子化脱却にモードを切りかえる必要もあるのではないかなと思っております。だから、先ほど定住補助金は、町長出されてないといいましたが、時限立法でも一遍やってみたらどうやと。そうすると、そのように校区で 10 人以下の子供はまずなくなるんやないかなと思っておりますが、もう一度、そういう短期的にそういうことをやるっていう考えもないか、ちょっとお尋ねします。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

**○町長（久保 行男）** ありがとうございます。中野議員からいろいろご提案もいただきまして、ありがとうございます。

今私のほうでその的を絞ってとか、いろいろご提案もいただきました。ただ、その移住していただく方とか、そういう方について、少しでも空き家のやつで

助成をさせていただこうという段階であります。若い人たち、その若い人たちは、幾つを捉まえてみえるんかわかりませんが、多気町でこれから頑張ってもらいたいには、我々は一番はじめに言いましたように、働く場をつくって、ここで一生懸命働いてもらおうと。そして、今、有利な国の融資制度もありますので、そういうのを活用してもらえればと思います。

議員のほうでちょっと、私のほう答弁を聞かせてもらっておりましたら、初めの段階で、働く場がないと、こう言われたんですけど、多気町は働く場、十分確保しております、今、逆に募集をしましてもなかなか手を挙げていただけない。この中の議員さんにもいろいろな方をお願いをして、何とか人をつていうことをしとる段階でありますので、働く場がないって言われるのはちょっと言葉が合わんと思いますし、定住に力を入れるべきって言われてましたのも、定住については今の取り組みで、一生懸命やっておる段階であります。ということと、今議員おっしゃられたように、こういうの一遍やってみたらどうや、ってというのは、一遍頭の中で考えてみたいと思っております。

以上です。

**○議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

中野正宣君。

**○6番（中野 正宣）** ありがとうございます。

私は、ここで座った人らに、町長言われるように、働く場の確保を必要やと、こう言われましても、しとると言われておりますが、やはり若い人たちが働く、また夢をもって働ける、人が三重県内にも他にもあるもんで、多気町だけに固執することなく町内で在住し、それから通勤可能なところがいっぱいあるんですから、そこへも視野を広げて、名古屋やあるいは四日市でも働かんでもええように、仮に働いたとしても、こちらから通えるような状態をつくって多気町におれば、電気代が全然要らんよと、こんなええ素晴らしい会社は三重県にないですよというぐらいにさせていただければと思っております。

これは答弁は必要ございませんので、以上で私の質問を終わらせていただき

ます。ありがとうございました。

○議長（西村 茂） 以上で、中野正宣君の一般質問は終わります。

---

○議長（西村 茂） 以上で、通告者全員の一般質問が終わりました。

本日の会議は、これにて散会といたします。

ありがとうございました。

（ 15時06分 ）